

令和8年第3回取手市議会定例会提出予定議案説明記録【未校正】

実施年月日	令和8年8月28日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（中村 修君） それでは、議案19件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第41号、取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方自治法施行規則が改正され、引用する条項の移動が生ずることに伴い、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第42号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。児童福祉法の改正等に伴い、条例の基準となっている内閣府令が改正されたことを踏まえ、満3歳以上限定小規模保育事業の創設、児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加、理学療法士等を保育士とみなすことができる規定の追加に関して、関する市の条例について一括して改正するものであります。

議案第43号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、取手駅北土地地区画整理事業により整備された路線について、当該道路を市道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号、市道路線の変更についてであります。本件につきましては、開発行為により道路の形態が変更されたものについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号、令和8年度取手市一般会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ12億2,412万3,000円を増額し、予算総額を512億7,623万2,000円とするものであります。

補正予算の主な内容は、大きく3点ございます。

まず1点目は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業であります。国の重点支援交付金を活用し、市内福祉施設を運営する事業者と地域公共交通等の事業者に対して、支援金等を交付するものであります。

2点目は、デマンド型交通導入に向けた実証運行事業であります。既存の公共交通機関を利用できない移動困難者等に対し、日常で必要となる移動手段を確保し、移動格差を解消するため、乗り合い形式のデマンド型交通の導入に向けた実証運行を実施するものであります。

3点目は、小中学校校舎等、照明器具LED化事業であります。市内小中学校等のうち、照明器具がLED化されていない校舎等において、ESCO事業を活用して、照明器具のLED化改修を行うため、新たに債務負担行為を追加するものであります。

そのほか、令和7年度の国県負担金や補助金の実績額が確定したことに伴う補正額、令和7年度の繰越金の確定に伴う補正額などを計上しております。

議案第 46 号、令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、前年度繰越金の確定に伴う人件費の財源充当の変更を行うほか、繰越金の増額、一般会計繰入金の減額を計上しております。

議案第 47 号、令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 1,083 万円を増額し、予算総額を 95 億 8,832 万 7,000 円とするものであります。主な補正内容につきましては、財政調整基金への積立金及び令和 7 年度国民健康保険事業特別会計精算による一般会計への繰出金の増額を計上しております。

議案第 48 号、令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3,767 万 8,000 円を増額し、予算総額を 44 億 8,877 万 3,000 円とするものであります。主な補正内容につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合から示された医療給付費納付金の確定による増額、及び、令和 7 年度後期高齢者医療特別会計精算による一般会計への繰出金の増額を計上しております。

議案第 49 号、令和 8 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8,079 万 3,000 円を増額し、予算総額を 102 億 5,911 万 6,000 円とするものであります。

主な補正内容につきましては、前年度繰越金、令和 7 年度介護保険特別会計精算による一般会計への繰出金、高額介護サービス費の増額及び介護給付費準備基金繰入金の減額を計上しております。

報告第 7 号、令和 7 年度取手市健全化判断比率についてであります。本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率 4 指標の数値を報告するものであります。

なお、4 指標のいずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となっております。

認定第 1 号、令和 7 年度取手市一般会計決算の認定についてであります。令和 7 年度は、本市の総合計画の基本計画であるとりで未来創造プラン 2024 の 2 年目に当たることから、本計画に掲げた重点項目の早期実現に向け、重点事業への資源の集中を図るとともに、デジタル化の推進や民間活力の導入等による、効率的・効果的な行政運営を推進することを基本的な方針として、事業展開を図ってまいりました。

決算の特徴については、一般会計予算重点項目に従い報告いたします。

まず、「快適で住みやすい都市の実現」として、桑原地区の整備について、早期事業化に向けた関係機関協議や、準備組合への支援を継続しました。また、市内幹線道路や通学路整備事業等のインフラ整備を実施し、交通の円滑化や危険箇所の解消を図りました。

次に、「魅力の創造と発信」では、市観光パンフレットのリニューアルや、東京藝術大学との連携による演奏会の開催、新婚生活への経済的な支援の拡充など、市独自の取組を含めて、市のイメージアップ、新婚世帯や子育て世代などの移住定住につなげてまいりま

した。

次に、「未来を創る世代を育むまちづくり」では、特定不妊治療と無痛分娩の費用に対する助成、新たに開園した取手駅前みつぼし保育園の施設整備費用に対する支援、民間保育園で新規採用された保育士等に対する市独自の補助金の交付など、妊娠・出産・子育てといったあらゆるステージにおいて、切れ目のない支援を展開しました。

また、教育においては、市内全公立小中学校の体育館及び武道場に空調設備を設置したほか、白山小学校の長寿命化改良工事、永山中学校の改修工事など、児童生徒の安全かつ快適な学習環境の充実を図りました。

次に、「健康でいきいきとした社会の実現」では、新たに定期接種が始まった帯状疱疹ワクチン接種において、接種の対象者を市独自で拡大し、接種の促進を図りました。また、井野体育館を新たに社会体育施設として整備するとともに、J S P I 取手グリーンスポーツセンターのボイラーや中央監視装置の改修工事など、市民の健康増進に向けた取組をソフト・ハードの両面から実施いたしました。

次に、「大切な日常が守られる環境整備」では、添排水機場の自家発電機の改修や、井野団地外周道路の工事を実施したほか、市内小中学校への環境教育プログラムをはじめとした地球温暖化対策事業を多角的に推進をしました。

最後に、「持続可能な地域社会の構築」では、市公式LINEを機能を拡充し、アプリ上から行政手続等が可能となるスマホ市役所を開設したほか、AI音声認識、生成AIといった先端技術を活用したシステムの整備等を実施し、市民サービスのさらなる向上と業務の効率化を推進しました。

以上、令和7年度の決算の認定に当たりまして、その概要を申し上げましたが、予算の執行状況及び事業の成果などにつきましては、決算書及び決算報告書により御審査いただきますようお願いを申し上げます。

認定第2号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定についてであります。

本市の顔づくりとなる取手駅西口地区の都市整備事業につきましては、皆様の御理解と御協力により、区画整理事業による都市基盤整備と土地利用推進との一体的なまちづくりを進めているところであります。取手駅西口の再開発事業につきましては、早期事業化に向けた関係機関協議を継続するとともに、区画整理事業につきましては、令和7年度は事業終結に向けて、換地計画書を作成し、換地処分のお知らせにつなげることができました。

認定第3号、令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてであります。国保財政の安定的運営を図るため、被保険者の資格の適正化事務や、国民健康保険税の納付相談、医療費の抑制効果の高い生活習慣病を中心とした疾病予防を重視するため、特定健康診査等の受診率向上の取組を行いました。

認定第4号、令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。後期高齢者医療制度の被保険者数の増加に伴って、財政規模も毎年増加している中で、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の賦課・医療の給付や保健業務を行うとともに、各種届出の受付・保険料の徴収等の窓口業務を行ってまいりました。

認定第5号、令和7年度取手市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

要介護認定を必要とする人が増加する中で、認定に係る審査を適正に行い、居宅サービスや施設サービスを利用した被保険者に対して給付を行うことにより、ニーズに対応した介護サービスを提供しました。また、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センター機能強化等を実施し、被保険者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう支援を行いました。

認定第6号、令和7年度取手市競輪事業特別会計決算の認定についてであります。

令和7年度の競輪事業につきましては、近年の競輪施行者全体の売上げは堅調を維持しておりますが、車券の売上げ増進、諸経費の節減に努め、収益率をより一層向上させるよう努力する中で、市営競輪通常開催を3回実施いたしました。

認定第7号、令和7年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定についてであります。令和7年度は、公平委員会を2回開催し、役員の変更に伴う職員組合の登録事項の一部変更、公平委員会規則の一部改正の審議、公平委員会委員長の選挙等が行われ、それに伴う公平委員3名分の報酬等を支出いたしました。

同意案第3号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意についてであります。教育委員会委員の櫻井由子氏が令和8年12月14日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。櫻井氏は、経歴書のとおり、長年、教育現場や教育行政に携わり、教育に関し高い識見を有する方であるとともに、人格が高潔で人望の厚い方であります。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。現在、取手市には人権擁護委員に基づき法務大臣から委嘱された人権擁護委員が10名おりますが、島田三郎氏が令和8年12月31日をもって任期満了となります。島田氏には今後も、これまでの経験を生かし、人権擁護委員として御活躍いただけるものと考え、引き続き同氏を推薦したく、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、19件の提出予定議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。詳細につきましては、担当部長から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○総務部長（立野啓司君） 総務部、立野です。これから、令和8年第3回取手市議会定例会に提出予定の議案説明について、それぞれの所管部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案第41号、取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件につきましては、認可地縁団体の代表者が代理人を定めている場合に、委任の旨を証する書面を添付することにより、その代理人が代表者に代わって、認可地縁団体印鑑の登録等の申請を行うことができることを示す条項において、引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

議案第41号の説明は以上でございます。

○こども部長（香取美弥君） 議案第 42 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、こども部、香取より御説明いたします。児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されました。これを受けて、こども家庭庁が定める、事業の認可に関する府令基準及び事業の確認に関する府令基準が改正されたことを踏まえ、それぞれに対応する市の条例を改正いたします。この改正により、小規模保育事業について、これまではゼロ歳児から 2 歳児までに限られていたところ、満 3 歳以上の未就学児についても保育を行うことが可能となります。また、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が成立し、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対して、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務づけられました。これを受けて、こども家庭庁が定める家庭的保育事業及び乳児等通園支援事業の運営に関する府令基準【「運営に関する府令基準」を「認可に関する府令基準」に発言訂正】が改正されたことを踏まえ、それぞれに対応する市の条例を改正いたします。これにより、保育所等において職員を採用する際に、法律が規定する犯罪事実の確認を行うなど、児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務づけられます。

さらに、こども家庭庁から「保育政策の新たな方向性」が示され、保育所等における理学療法士等の専門職の活用を進めることが明記され、同庁が定める府令基準が改正されたことを踏まえて、対応する市の条例を改正いたします。これにより、保育所等における職員配置の基準について、保育士の数の算定に当たり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職等 1 人を保育士とみなして算定することができるようになります。これらの改正に伴い、関係する条例の規定を一括して改正するものです。

議案第 42 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての説明は以上です。

○建設部長（原部英樹君） 建設部、原部です。議案第 43 号、市道路線の認定について、並びに議案第 44 号、市道路線の変更についてを御説明いたします。

まず、議案第 43 号、市道路線の認定についてです。本件は、取手駅北土地地区画整理事業により整備された路線であります、白山地区 1 路線、新町地区 2 路線について、当該道路を市道として認定するために、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページ目の表と 2 ページ目の位置図及び認定図を御覧ください。3 路線の各路線の起終点番地、延長、最大・最小幅員につきましては、表のとおりとなっております。

次に、議案第 44 号、市道路線の変更について、御説明いたします。本件につきましては、開発行為により道路の形態が変更されたもので、小浮気地区 1 路線について、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図並びに 3 ページの変更図を併せて御覧ください。市道 2-4590 号線は、一部が国道 6 号線と並行する路線です。変更点は、路線延長は 212.3 メートルから 291.35 メートルに変更となります。道路幅員のうち、最大労働幅員が 6 メートルから 6.01 メートルに変更になります。なお、起終点の地番につきましては変更ございません。議案第 43 号並びに議案第 44 号の説明は以上となります。

○**財政部長（海老原輝夫君）** 財政部、海老原です。議案第 45 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、御説明をいたします。議案書と併せてお配りしております令和 8 年度一般会計 9 月補正予算（案）の概要の 1 ページを御覧ください。

今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく 3 点ございます。1 点目に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業、2 点目に、デマンド型交通導入に向けた実証運行事業、3 点目に、小中学校校舎等照明器具 LED 化事業、以上、3 つの考え方に基づき補正予算を計上しております。

中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 12 億 2,412 万 3,000 円を増額し、予算総額を 512 億 7,623 万 2,000 円とするものです。

続きまして、補正予算の内容について説明させていただきます。説明は議案書に基づき、歳入・歳出、繰越明許費、債務負担行為、地方債の順番で各担当部長から御説明いたします。また、歳入のうち、歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に併せて御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、財政部所管の歳入予算の補正内容を御説明申し上げます。議案書の 8 ページを御覧ください。上段の 11 款 1 項の地方交付税の普通交付税は、令和 8 年度の額が決定いたしましたので、9,732 万 5,000 円を増額するものです。次にその下の 15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の令和 8 年度補正予算で、自治体が地へ地域の実情に応じた支援策を実施できるよう重点支援交付金が措置されたことから、庁内で事業を検討し、実施予定となった事業の財源として、国から示された交付限度額の総額、4,009 万 6,000 円を計上するものです。事業の詳細については、後ほど各所管部長より御説明いたします。

続きまして、9 ページ中段を御覧ください。19 款、繰入金、2 項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により、1 億 3,649 万 2,000 円を減額し、基金に戻すものです。その下の、ふるさと取手応援基金繰入金 850 万 2,000 円は、ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費の財源として、ふるさと取手応援基金を充当していることから、前年度の支払経費の確定に伴い、前年度末に一般財源を充当して執行した経費相当額の基金の取崩しを行うものです。

次に、20 款 1 項の繰越金の前年度繰越金は、令和 8 年度への繰越し財源を除いた前年度からの繰越金が、14 億 9,532 万 7,000 円となったため、当初予算で計上済みであります 5 億円を差し引いた 9 億 9,532 万 7,000 円を増額するものです。続きまして、財政部所管の歳出を御説明いたします。11 ページを御覧ください。上段の 2 款、総務費、1 項、総務管理費のふるさと取手応援基金積立金は、前年度末に入金があったことから、昨年度中に基金に積立てできなかった寄附金を積み立てるため、2,019 万 6,000 円を増額しております。

その下の財政調整基金積立金は、前年度繰越金の確定によりまして、増額分の 2 分の 1 以上を積み立てるため、5 億 295 万 4,000 円を増額するものであります。歳入のところで御説明いたしました、繰戻し分と合わせて、今回の補正予算により、財政調整基金残高は、

6月補正後と比較して、6億3,944万6,000円の増額となっております。

その下の減債基金積立金は、歳入で御説明した普通交付税の決定額のうち、臨時財政対策債償還基金費の分として措置された。3億2,408万2,000円については、将来の臨時財政対策債の償還原資として措置されたものであるため、全額を減債基金へ積み立てるものです。次に、12ページを御覧ください。上段の過年度国庫支出金等過誤納返還金は、令和7年度の実績報告などに基づき、交付金が確定された国・県負担金や補助金のうち、超過受入分を返還するため、1億2,700万円を増額するものであります。財政部所管分の説明は以上でございます。

○総務部長（立野啓司君） 総務部、立野です。補正予算書11ページを御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費、災害対策に要する経費、感震ブレーカー設置補助金100万円についてでございます。通電火災の予防は、市民の生命と財産を守る上で有効な手段であることから、県の感震ブレーカー設置促進事業を活用し、市民が設置する感震ブレーカーの設置費用を補助するものです。なお、本補助金の歳入といたしまして、県支出金の、感震ブレーカー設置促進事業補助金、66万6,000円を計上しております。

続きまして、12ページ下段を御覧ください。3項、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務に要する経費につきましては、戸籍法の一部改正に伴う氏名の振り仮名表記への対応として、期間内に届出がなかった方に対し、本籍地において職権により記載を行う一括処理及び住民基本台帳ネットワークへのデータ送信処理を法務省指定のスケジュールに従い実施するための委託料として、346万5,000円を増額するものです。総務部所管は以上です。

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 健康福祉部、飯山です。続きまして、健康福祉部所管について、ご説明申し上げます。

歳入から御説明いたします。8ページを御覧ください。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、令和7年度の実績報告による精算に伴い追加交付される国負担金を受け入れるため、自立支援補装具費負担金（過年度）20万3,000円、自立支援給付費負担金（過年度）2,208万5,000円、自立支援医療給付費負担金（過年度）361万8,000円を計上しております。

次に、下段の16款、県支出金、1項、県負担金は、令和7年度の実績報告による精算に伴い追加交付される県負担金を受け入れるため、自立支援医療給付費負担金（過年度）2万9,000円を計上しております。

次に、9ページを御覧ください。19款、繰入金、1項、特別会計繰入金、国民健康保険事業特別会計繰入金1,248万円を増額しております。これは、令和7年度の国民健康保険に関する職員給与費、事務費、出産育児一時金の精算分を取手市国民健康保険事業特別会計より繰入れするものです。

続きまして、後期高齢者医療特別会計繰入金1,013万7,000円を増額しております。これは、後期高齢者医療特別会計の令和7年度の繰入金【「繰入金」を「繰越金」に発言訂正】が確定したことによるものです。

続きまして、介護保険特別会計繰入金1,173万円を増額しております。これは、介護保

険特別会計の令和7年度の繰越金が確定したことによるものです。

次に、9ページ下段から10ページにかけて、21款、諸収入、6項、雑入の民生費雑入を御覧ください。社会福祉協議会への各委託事業につきまして、決算により余剰金が生じたため、障害福祉センターあけぼの指定管理料精算金（過年度）141万3,000円、生活困窮者自立相談支援委託料精算金（過年度）54万3,000円、ぬくもり学習支援業務委託料精算金（過年度）14万4,000円、ひきこもり相談支援業務委託料精算金（過年度）7万1,000円、成年後見制度中核機関運営委託料精算金（過年度）128万3,000円を精算金として計上しております。

その下の衛生費雑入については、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営委託料精算金（過年度）として、397万円を計上しております。取手北相馬休日夜間緊急診療所の運営は、取手市、守谷市、利根町、つくばみらい市の3市1町で、公益社団法人取手市医師会に委託していますが、令和7年度の実績に基づき、診療額が確定したことにより、委託料に返還金が生じたため、過年度精算金として歳入で受けるものです。返還金が生じた理由としては、患者数に基づく休日夜間診療所の収入減となる診療報酬が増えたことにより、委託料に超過分が生じたため、返還を求めるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。13ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費のウェルネスプラザ管理運営に要する経費は、ウェルネスプラザ音響設備設置工事を行うため、335万4,000円を計上しております。屋外ステージに音響設備を設置することで、イベント等の利用促進を図ってまいります。この歳出に伴う財源として、ネーミングライツ事業開始によるネーミングライツ料、令和7年度ウェルネスプラザ利益還元金が確定したため、歳入として、雑入308万円を増額補正と併せて、財源充当を行うものです。

その下、障害者施設の管理運営に要する経費、及び14ページ、福祉施設の管理運営に要する経費を御覧ください。障害者福祉施設LED照明改修事業に要する経費、及び、高齢者福祉施設LED照明改修事業に要する経費です。市内福祉施設6施設に対して、福祉施設照明器具LED化事業公募型プロポーザルの再公募実施に伴い、社会情勢の変化を反映するために、総額2,980万円を増額しております。予算上は、施設の性質上、課をまたぐことから、建物の面積等を基に、障害福祉課1,574万5,000円、高齢福祉課1,405万5,000円で案分して計上しております。この歳出に伴う財源として、脱炭素化推進事業債より2,680万円を充当しております。

上段に戻りまして、障害者福祉施設等物価高騰対策支援事業に要する経費は、電気・ガス料金等を含む物価の高騰が続く中、経常的な運営経費が増加する障害者福祉施設等に対し、運営経費の負担軽減を図り、質の高いサービス等の安定的な供給を維持するため、取手市障害者福祉施設等物価高騰対策支援金を交付するため、1,590万円を計上しております。この歳出に伴う財源として、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金より、1,235万5,000円を充当しております。下段の高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業に要する経費につきましても、同様に、高齢者福祉施設等に対し、取手市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金を交付するため、2,190万円を計上しております。この歳出に伴う財源とし

て、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金より、1,701万8,000円を充当しております。その下の介護保険特別会計繰出金は、介護給付費の増により、787万5,000円を増額しております。

次に、15 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費の後期高齢者医療特別会計繰出金、2,754 万 1,000 円を増額しております。これは、茨城県後期高齢者医療広域連合へ支払う医療給付費納付金【「医療給付費給付金」を「医療給付費納付金」に発言訂正】の額の確定によるものです。健康福祉部所管の説明は以上となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。都市整備部所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

15 ページを御覧ください。7 款、土木費、3 項、都市計画費、都市交通政策の推進に要する経費のうち、印刷製本費として 31 万 9,000 円を計上しております。今後、予想される将来的なバス交通の利用者数減少の抑制を目的として、小学生及び中学生に対して、バスの乗り方を説明したガイドブックを配布し、子どもの頃からバス交通に親しみを持ってもらい、積極的な利用の促進を図るため、取手市地域公共交通計画に基づき、新規事業として実施するものであります。なお、この事業の財源として、歳入におきまして、県支出金の、地域公共交通利用促進等事業助成金を 5 万円計上しております。

続きまして、その下の委託料ですが、デマンド型交通システム構築運用委託料として、2,295 万 3,000 円をデマンド型交通車両運行委託料として、564 万 3,000 円を計上しております。既存の公共交通の利用が難しい移動不便地域や移動困難者について、日常で最低限必要となる買物や通院などの移動需要を満たす移動手段を確保し、移動の格差を解消するため、A I を用いた乗り合いによるデマンド型交通の導入に向け、実証運行を実施するものであります。なお、この事業の財源として、歳入においては、国庫支出金の、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を、2,073 万 1,000 円計上しております。

続きまして、同じページの下段から 16 ページ上段の、物価高騰に伴う交通事業者支援事業に要する経費を御覧ください。地域公共交通等支援事業補助金といたしまして、1,380 万円を計上しております。エネルギー価格や物価等の高騰の影響を受けている、路線バス・貸切りバス・タクシー・鉄道等の地域公共交通事業者等に対し、将来にわたる安定的な運行と、市民生活に必要な移動手段の維持を目的に、経営支援として補助金を交付するものでございます。なお、この事業の財源として、歳入においては、国庫支出金の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を、1,072 万 3,000 円充当しております。

続きまして、17 ページ上段の取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金につきましては、917 万 6,000 円の減額を計上しております。内容につきましては、取手市取手駅西口都市整備事業特別会計における令和 7 年度決算に伴い、前年度繰越金の増額分について、一般職人件費の財源充当を変更したことによる減額となります。

都市整備部所管の説明は以上でございます。

○建設部長（原部英樹君） 建設部の原部です。建設部所管分の補正予算について御説明いたします。補正予算書 16 ページ、2 段目を御覧ください。7 款、土木費、3 項、都市計画費、都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する経費は、道路改良工事のため、

5,000 万円を計上しております。内容としましては、茨城県で整備中の北浦川緑地が、早期全面開園に向けて整備が進められていることから、隣接で整備中の都市計画道路においても、早期完了が強く望まれる状況にあります。今回、交付金のさらなる要望を県に依頼したところ、追加配分について調整が整ったことから、工事請負費として 5,000 万円を増額しております。なお、この事業費の財源として歳入においては、国庫支出金の防災安全交付金を 2,750 万円、市債の市道整備事業債を 2,020 万円を計上しております。

次に、補正予算書 16 ページ、3 段目を御覧ください。樋管の維持管理に要する経費は、添排水樋管改修工事実施設計業務委託料として、2,288 万円を計上しております。内容としましては、令和 8 年 2 月 24 日に、樋管操作中に、添排水樋管ゲートのスピンドルが湾曲、支持金具が破損するという事案が発生しました。現在、樋管ゲートの開閉は応急的な措置で、チェンブロックによる手動での開閉が可能な状況であり、樋管としての機能は確保しておりますが、長期間の運用は、樋管の確実かつ安全な操作において懸念があるため、早急に安全基準を確保した修繕を行う必要があることから、既設構造物の評価及び破損部の製品の検討を含めた実施設計業務の委託料として、2,288 万円を増額しております。なお、財源としましては、緊急自然災害防止対策事業債 2,280 万円を充当しております。

次に、補正予算書 16 ページ、4 段目を御覧ください。公園維持管理に要する経費は、備品購入費として 895 万 7,000 円を計上しております。内容としましては、取手緑地運動公園の除草作業に使用している 4 台のトラクターのうち、1 台が経年劣化等により修理ができない状況となっているため、納車時期を考慮し、次年度以降の作業に対応するため、1 台を購入する経費を計上するものです。なお、財源として、企業版ふるさと納税寄附金 500 万円。みどりの基金繰入金 306 万円を充当しております。

建設部所管の説明は以上となります。

○消防長（岡田直紀君） 消防本部の岡田です。続いて、消防本部所管について、ご説明申し上げます。

宮和田出張所中変電設備改修工事事業につきましては、補正予算書 17 ページ下段を御覧ください。本年度 5 月の電気工作物保安点検において、宮和田出張所の P A S（高圧気中負荷開閉器）の設地抵抗及び引込高圧ケーブルの絶縁抵抗が悪化していることが確認されました。また、P A S、引込高圧ケーブル、L B S（高圧交流負荷開閉器）は、いずれも設置から 30 年以上経過しており、早急な改修が必要であると指摘を受けましたことから、工事費用として 338 万 8,000 円を計上しております。

工事の主な概要は、宮和田出張所の P A S 及び L B S の交換工事と高圧ケーブルの新設工事となります。宮田出張所は、災害発生時の拠点施設であることから、P A S・L B S の不具合やケーブルの劣化により停電が発生した場合、災害時の出動に支障をきたす恐れがあります。

また、パスの不具合が生じた場合には、近隣への波及事故につながる恐れがあることから、早期の改修工事が必要であります。本工事を実施することで、停電発生時のリスクが軽減され、災害拠点施設としての機能が確保されるとともに、近隣への波及事故の恐れも解消されることから、市民の安全・安心に寄与できるものと考えております。

消防本部所管の説明は以上です。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。続きまして、教育委員会所管について御説明いたします。補正予算書 18 ページ上段、9 款、教育費、1 項、教育総務費の、総務事務に要する経費につきましては、取手市立小中学校の敷地に通勤用の自動車を駐車している教職員及び事業者の皆様から過大に行政財産使用料を徴収していたことから、地方自治法の規定に基づき、時効に到達していない、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年分を還付するため、400 万 3,000 円を増額計上するものです。還付金として 358 万円を、また還付加算金 2 万 8,000 円及び事務費用を、それぞれ計上しております。

続きまして、同ページ下段、2 項、小学校費、小学校施設整備に要する経費、1,500 万円の増額を計上しております。白山小学校南側擁壁の一部に傾斜が確認されたことから、児童及び地域の安全確保を図るため、擁壁改修工事に伴う実施設計費分を増額するものです。なお、本事業の財源といたしまして、市債の、小学校施設整備事業債 1,120 万円、基金繰入金の、学校施設整備基金繰入金 380 万円を計上しております。

次に、補正予算書 19 ページ、5 項、社会教育費の埋蔵文化財調査・整理に要する経費につきましては、開発行為や住宅建築などの土木工事前に実施する、市内遺跡確認緊急発掘調査経費について、当初の想定より調査件数が増加したため、調査 4 件分の経費 128 万 9,000 円を増額計上するものです。教育委員会所管の説明は以上となります。

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 健康福祉部、飯山です。続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。

4 ページ、第 2 表を御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、社会施設照明器具 L E D 化事業 9,920 万円です。再公募の実施に伴い、年度内での L E D 機器設置の完了が困難なため、繰越明許費を設定するものです。

続きまして、債務負担行為補正について、各所管部長から御説明いたします。

5 ページ、第 3 表を御覧ください。健康福祉部所管について御説明いたします。福祉施設照明器具 L E D 化事業 60 万円です。再公募に伴う事業期間延長に伴い、令和 8 年度から 12 年度までに変更するものです。健康福祉部所管の説明は以上となります。

○建設部長（原部英樹君） 建設部、原部です。建設部所管の債務負担行為補正について御説明いたします。

補正予算書 5 ページの 4 段目を御覧ください。屋外照明器具 L E D 化事業の債務負担行為の変更についてです。こちらは、世界情勢の変化に伴い、製品納品の期間を十分に確保するため、次年度 1 年間を設計・施工期間とするため、当初、令和 8 年度から令和 18 年度までの 11 年間と設定しておりましたが、令和 8 年度から令和 19 年度までの 12 年間と変更するものです。建設部所管の説明は以上です。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。続きまして、都市整備部所管の債務負担行為設定について御説明いたします。債務負担行為補正の 3 段目、デマンド型交通実証運行事業でございます。こちらの事業につきましては、A I を用いた乗り合いによるデマンド型交通の実証運行を実施するものであります。期間は令和 8 年度から令和 9 年度までで、限度額は 2,176 万 2,000 円となります。都市整備部所管の説明は以上でござい

ます。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。教育委員会所管の債務負担行為補正について御説明いたします。

上から2つ目、小中学校校舎等照明器具LED化事業の債務負担行為となります。期間は令和8年度から令和12年度までの5年間、限度額4億4,490万円となります。本事業は、教育総務課・保健給食課・子ども青少年課の3課にまたがる事業となります。本事業は、ESCO事業を活用し、小学校及び中学校の校舎等や給食センター、放課後子どもクラブ室の照明器具のLED化を実施するものです。令和8年度は、プロポーザル方式による事業者の選定及び契約締結を行い、令和9年度に施工を行い、令和10年度から令和12年度まで省エネ効果の検証を実施するものです。債務負担行為補正の説明は以上となります。

○財政部長（海老原輝夫君） 続きまして、議案書6ページを御覧ください。第4表、地方債補正は、歳入歳出予算に係る説明にありましており、市道整備事業、小学校施設整備事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業の限度額を変更するものでございます。

以上が、議案第45号、令和8年度取手市一般会計補正予算（第2号）の説明となります。

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 健康福祉部、飯山です。大変申し訳ございません。2点訂正をお願いいたします。先ほど、私の歳入の後期高齢者医療特別会計繰入金に関する説明の中で、令和7年度の「繰入金」が確定したことによると御説明いたしましたが、正しくは、「繰越金」が確定したことによるものとなります。また、歳入の後期高齢者医療特別会計繰出金の説明の中で、「医療給付費給付金」の確定と御説明しましたが、正しくは「医療給付費納付金」の確定となります。訂正をお願いいたします。

○こども部長（香取美弥君） こども部、香取です。大変申し訳ありません。1点訂正をお願いいたします。先ほど私の、議案第42号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、説明をしました中で、府令基準に関する説明の中で、乳児等通園支援事業の「運営に関する府令基準」と説明いたしましたが、正しくは「認可に関する府令基準」の改正となります。訂正をお願いいたします。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。議案第46号、令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。補正予算の内容につきましては、一般会計繰入金と前年度繰越金との調整を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、補正予算書4ページをお開きください。上段の歳入から御説明いたします。4款、繰入金、1項、他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金917万6,000円の減額、次に5款、1項、繰越金につきましては、前年度繰越金917万6,000円の増額を、それぞれ計上しております。こちらは、取手市取手駅西口都市整備事業特別会計の令和7年度決算において生じた前年度繰越金を増額するに当たり、一般会計繰入金と調整を行うも

のであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。4 ページ中段の、1 款、事業費、2 項、総務費につきましては、令和 7 年度決算に伴う前年度繰越金の増額により、一般職人件費の財源充当の変更を行うものであります。

議案第 46 号、令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算第 1 号についての説明は以上でございます。

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 議案第 47 号、令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 1,083 万円を増額し、予算総額を 95 億 8,832 万 7,000 円とするものです。

まず、歳入から御説明いたします。議案書 4 ページを御覧ください。4 款、県支出金、1 項、県補助金の、特定健診等負担金（過年度）を 294 万 6,000 円を計上するものです。前年度において交付決定していた 2,151 万 4,000 円から、実績報告により交付確定した 2,446 万円との差額となります。

その下の、7 款、1 項、繰越金の前年度繰越金は、令和 7 年度繰越金が確定したことにより、1 億 788 万 4,000 円を増額するものです。

続いて、歳出について御説明いたします。5 ページを御覧ください。5 款、1 項、基金積立金の、財政調整基金積立金を 9,742 万 8,000 円増額するものです。これにより、同基金の補正後の残高は約 40 億 5,000 万円となり、昨年の同時期の残高、約 42 億 6,000 万円と比べ、約 2 億円の減となっております。

その下の、6 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金の、国庫金等返還金 92 万 2,000 円を増額するものです。

続きまして、議案書 6 ページ、同じく 6 款、2 項、繰出金、国民健康保険一般会計繰出金 1,248 万円を増額するものです。国庫金等返還金については、令和 7 年度保険者努力支援制度事業費分において、超過額が生じたため返還するものです。また、国民健康保険一般会計繰出金は、令和 7 年度の国民健康保険事業に関する職員給与費、事務費、出産育児一時金の精算分について、一般会計へ繰り出すものです。議案 47 号、取手市国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号についての御説明は以上です。

続きまして、議案第 48 号、令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3,767 万 8,000 円を増額し、予算総額を 44 億 8,877 万 3,000 円とするものです。

議案書 4 ページを御覧ください。歳入、3 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金の、医療給付費負担分繰入金は、茨城県後期高齢者医療広域連合から示された医療給付費納付金の確定により、2,754 万 1,000 円を増額します。

歳出の、2 款、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金の、医療給付費納付金に同額を計上しております。

その下の、4 款、1 項、繰越金の、前年度繰越金は、令和 7 年度繰越金が確定したことにより、1,013 万 7,000 円を増額するものです。同額を一般会計へ繰り出すため、歳出の、

3 款、諸支出金、2 項、繰出金の、後期高齢者医療一般会計繰出金に同額を計上しております。御説明は以上となります。

続きまして、議案第 49 号、令和 8 年度取手市介護保険特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,079 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 102 億 5,911 万 6,000 円とするものです。

まず、歳入から御説明いたします。議案書 5 ページを御覧ください。3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金の、介護給付費負担金は、1,260 万円を増額しております。その下の、2 項、国庫補助金の、介護予防日常生活支援総合事業交付金は、373 万 1,000 円を計上しております。

次に、4 款、1 項、支払基金交付金の、現年度分の第 2 号被保険者保険料は 1,701 万円を増額しております。また、過年度分の第 2 号被保険者保険料は、852 万 8,000 円を計上しております。

次に、5 款、1 項、県負担金の、現年度分の介護給付費負担金は、787 万 5,000 円を増額しております。また、過年度分の介護給付費負担金は、923 万円を計上しております。

その下の、3 項、県補助金の、介護予防日常生活支援総合事業交付金は、233 万 2,000 円を計上しております。

次に、7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金の、介護給付費繰入金は、787 万 5,000 円を増額しております。

続きまして、6 ページを御覧ください。7 款、繰入金、2 項、基金繰入金の、介護給付費準備基金繰入金は、2 億 6,994 万 1,000 円を減額しております。

次に、8 款、1 項、繰越金の、前年度繰越金は、2 億 8,155 万 3,000 円を増額しております。なお、これらの歳入を歳出の各事業に財源として充当しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。10 ページを御覧ください。2 款、保険給付費、4 項、高額介護サービス等費の高額介護サービス費に要する経費は、介護サービスを利用した際の自己負担額が、一定額を超えて高額となったときに、超えた分を支給するものです。支給対象者の増加に伴い、6,300 万円を増額しております。

次に、13 ページを御覧ください。4 款 1 項、基金積立金の介護給付費準備基金積立金は、令和 7 年度の介護給付費が確定したことにより、606 万 3,000 円を増額しております。

その下の 5 款、諸支出金、2 項、繰出金の介護保険一般会計繰出金は、介護給付費が確定したことにより、一般会計への返還が生じたため、1,173 万円を増額しております。

説明は以上となります。

○財政部長（海老原輝夫君） 続きまして、報告第 7 号、令和 7 年度取手市健全化判断比率につきまして、御説明をさせていただきます。こちらにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づきまして、御報告を申し上げますのでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となっております。

なお、備考の（1）にもございますとおり、今回御報告させていただきます数値につき

ましては、暫定の速報値となっております。総務省による確定値の公表は11月下旬を予定しておりますので、確定した数値が速報値の数値と同一の場合は、この報告をもちまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告といたしまして、同一でない場合にあっては、同項に規定する手続を改めて行うものといたします。

報告第7号、令和7年度取手市健全化判断比率についての説明は以上となります。

○副市長（伊藤 哲君） 副市長の伊藤でございます。認定第1号、令和7年度取手市一般会計決算の認定について御説明いたします。はじめに私から決算の概要について、決算報告書を基に説明いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、決算報告書5ページをお開きください。「1 予算の状況」についてであります。令和7年度の一般会計当初予算は504億4,000万円でありました。その後、計10回の補正予算を組み、37億2,981万6,000円の増額補正を行いました。令和6年度からの繰越事業費繰越財源充当額32億3,602万9,000円を加えた最終予算現額は574億584万5,000円となりました。当初予算と補正予算の状況は、決算補報告書322ページから325ページに内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、決算報告書6ページ中ほどの決算額を御覧ください。歳入決算額は548億1,712万7,000円で、令和6年度と比較しますと60億3,208万円の増となりました。

また、歳出決算額は530億8,329万6,000円で、令和6年度と比較しますと、59億8,598万5,000円の増となりました。

次に、その下の決算収支を御覧ください。歳入歳出差引き額は17億3,383万1,000円で、このうち令和8年度へ繰り越す財源である継続費逓次繰越額及び繰越明許費繰越額2億3,850万4,000円を差し引いた実質収支額は、14億9,532万7,000円となっております。

次に、歳出における主要事業について、款ごとに概要を御説明いたします。歳入につきましては、後ほど財政部長より、ご説明申し上げます。

まず、26ページからの総務費です。主な事業としましては、32ページにあります、市内の小中学生が中心となって制作した、こども版広報とりでを発行し、子どもたちに市の魅力を伝えることで、郷土愛の醸成を図るとともに、39ページから40ページにありますように、市内クリエイターによる取手市PR動画の作成などにより、取手市の魅力を市内外に積極的に発信しました。

また、44ページにありますように、市公式LINEの機能拡充したスマホ市役所を新たに開設することで、一部の行政手続をオンラインで可能とするなど、デジタル技術を活用した効率的な行政運営をさらに推進しました。

次に、防災力の強化という観点からは、49ページから50ページにありますように、スクリーン型パーティション等、災害用備蓄品の購入や、避難所開設用キーボックスの配備など、避難所の環境整備を図るとともに、台風や突発的な大雨への備えとして気象防災アドバイザーと委託契約を結び、災害時の対応力を強化しました。

さらに、55ページにありますように、近年の食料品をはじめとした物価高騰への対策として、全市民を対象に7,000円の商品券を配布する物価高騰対策商品券事業を実施し、

市民生活を支援しました。

次に、65 ページから民生費です。主な事業としましては、71 ページから 73 ページにあります、低所得世帯への給付金、98 ページにあります、とりでっ子応援ギフトカードの給付、101 ページから 102 ページにあります子育て世帯への給付金、108 ページ・111 ページにあります、保育所等給食費負担軽減事業など、エネルギーや食材料費等の物価高騰対策として、多角的に事業を展開し、市民の皆様の暮らしを支援しました。

また、101 ページにありますように、無痛分娩の費用に対する助成金を新たに交付し、無痛分娩を希望する女性の経済的な負担を軽減することで、希望どおりの出産が行える環境を整備しました。

さらに、保育環境の充実という観点では、107 ページから 108 ページにあります、令和 8 年度に開園した取手駅前みつぼし保育園の開設に向け、園の施設整備に対して補助を行うとともに、109 ページにありますように、新規採用保育士や勤続年数が一定の条件を満たした保育士に対して、新たに補助金を交付することで、保育人材の確保を図り、質の高い保育の実施と安定した運営につなげました。

次に、118 ページからの衛生費です。主な事業としましては、122 ページにありますように、带状疱疹ワクチンが令和 7 年度から定期接種となったことを受け、国の定める接種対象者に市独自の接種対象者を加え、ワクチン接種の促進を図りました。

また、127 ページにありますように、特定不妊治療費助成事業では、先進医療に係る費用の一部を助成することで、不妊治療に取り組む方の経済的負担の軽減を図りました。

さらに、132 ページにありますように、取手駅周辺の公衆衛生の向上を図るため、新たに取手駅前に公衆トイレを設置いたしました。

次に、146 ページからの商工費です。主な事業としましては、152 ページにありますように、働く婦人の家・勤労青少年ホームの空調設備の改修工事を行い、利用環境を整備しました。

また、155 ページにありますように、市の観光パンフレットるるぶ取手を改訂し、市内外に取手市の魅力を発信しました。

次に、157 ページからの土木費です。主な事業としましては、160 ページにあります、ふれあい道路の維持工事や、161 ページにあります、井野団地外周道路、戸頭新屋敷、米ノ井弁財天など、5 路線の道路改良事業のほか、162 ページにあります、桑原、野々井 2 路線の通学路整備事業などを進め、交通の円滑化や危険箇所の解消を図りました。

また、164 ページにありますように、桑原地区の整備推進事業では、準備組合が行う調査設計業務に対する助成や、理事会等の開催を支援し、土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援しました。

次に、182 ページからの消防費です。主な事業としましては、183 ページにありますように、戸頭署の非常用発電機の改修工事や、185 ページにあります、吉田消防署に配備しております災害対応特殊救急自動車の更新などを行い、消防救急体制の強化を図りました。

次に、186 ページからの教育費です。主な事業としましては、195 ページ、201 ページにありますように、G I G A スクール構想のさらなる進展のため、児童生徒が使うタブレ

ット端末を更新しました。

また、196 ページ、203 ページにありますように、市内全公立小中学校の体育館及び武道場に空調設備を設置し、夏季における児童生徒の熱中症対策と、災害時の避難環境の向上を図ったほか、196 ページから 197 ページにあります、白山小学校の長寿命化改良事業、高井小学校校舎増築事業や、204 ページにあります、永山中学校の校舎・体育館の改良事業を実施するなど、児童生徒の安全かつ快適な教育環境の充実を図りました。

また、199 ページ、205 ページ、232 ページにあります、市内小中学校における給食費の負担軽減事業を継続して実施するとともに、194 ページにあります、市内小学校への探検バックの配備など、教育における保護者の負担軽減を図りました。

さらに、231 ページにありますように、旧取手 1 中体育館の耐震補強・大規模改修工事を実施し、新たに社会体育施設として開放することで、市民の皆様の健康増進やスポーツ振興を図るとともに、防災機能の強化にもつなげました。

最後に、234 ページの災害復旧費です。令和 5 年 6 月 2 日の集中豪雨により被災した、井野台の道路復旧工事を実施し、市民が安全に通行できるように、災害復旧工事を完了しました。

以上、令和 7 年度取手市一般会計決算の概要について御説明申し上げます。

続きまして、歳入・歳出の概要につきましては、各担当部長より御説明いたします。

○財政部長（海老原輝夫君） 財政部の海老原でございます。令和 7 年度取手市一般会計決算の歳入について御説明をさせていただきます。資料としまして、決算書と決算報告書を御参照いただきたいと思います。はじめに、第 1 款、市税でございます。決算書の 20 ページと 21 ページの上段を御覧ください。令和 7 年度の市税は、当初予算額 146 億 7,757 万円を計上しました。その後、1 億 981 万 6,000 円の減額補正を行い、最終予算額を 145 億 6,775 万 4,000 円といたしました。21 ページの上段にあります、市税の最終調定額 149 億 7,522 万円に対し、収入済額は 147 億 4,009 万 1,000 円で、調定額に対する収入割合は、98.4%となりました。

次に、市税の収入未済額は、2 億 2,393 万 9,000 円で、前年度より 1,889 万 6,000 円増、率にして 9.2%の増となりました。また、不納欠損額につきましては、市税全体で 1,118 万 9,000 円の不納欠損を行いました。

次に、税目別に御説明いたしますので、ここからは決算報告書を御覧ください。13 ページをお開きください。13 ページ下段の表で、市税収納状況、①現年課税分を御覧ください。表の税目で市民税の個人市民税では、賃上げにより所得が増えたことや、一部の方を除き、住民税に適用されていた定額減税が終了したことなどにより、収入済額は前年度比 7 億 2,834 万 4,000 円の増。13.3%の増、62 億 552 万 6,000 円となっております。法人市民税は、主に市内大手企業の業績の悪化などにより、収入済額は前年度比 7,963 万 2,000 円の減、5.7%減の 13 億 1,445 万 2,000 円となりました。

次に、固定資産税については、土地が地価の下落等により減、償却資産につきましても、既存資産の減価償却等により減となったものの、家屋におきましては、令和 6 年中の新增築家屋分を含めることで増となり、固定資産税全体の収入済額は、前年度比 147 万 3,000

円増、0.03%増の52億7,759万8,000円となっております。

次に、決算報告書14ページを御覧ください。上段の、②滞納繰越分でございます。収入済額は、前年度と比較すると233万5,000円増の、9,921万8,000円、収納率は1.4ポイント減の、48.6%となりました。

次に、2款から11款までにつきましても、決算報告書で御説明をさせていただきます。

20ページと21ページを御覧ください。主に金額の大きなものや制度変更のある項目について、御説明をさせていただきます。

まず、第7款、地方消費税交付金でございます。決算額は、前年度比2億196万1,000円の増、8.0%増の、27億2,915万円となりました。

次に、第10款、地方特例交付金でございます。決算額は、前年度比4億7,824万6,000円減、83.2%減の、9,633万1,000円となりました。前年度に比べて大きく減となった要因は、令和6年度と令和7年度に国が実施した定額減税により、市町村に生じる個人市民税の減収分を補填するために交付された定額減税減収補填特例交付金が、令和6年度中に対象者の大半の減税が終了・完了したことから、令和7年度は交付額が大きく減となったことによるものでございます。

次に、第11款、地方交付税でございます。決算額は、普通交付税・特別交付税・震災復興特別交付税の合計で、99億4,385万3,000円、前年度比4億9,661万6,000円増、5.3%の増となりました。主な要因は普通交付税の増で、国において国税収入が増となったことに伴い、令和6年度に続き再算定が行われ、追加交付があったことから増となっております。普通交付税の算定の根拠となる基準財政需要額と基準財政収入額の詳細は、決算報告書22ページに記載のとおりでございます。後ほど御覧いただければと思っております。

次に、第15款、国庫支出金でございます。

ここからは、決算書を御覧ください。ページは38ページ上段からになります。決算額は、前年度比8億9,997万円増、10.4%増の、95億8,262万7,000円となりました。そのうち70.8%を占める国庫負担金は、67億8,573万5,000円となりました。主なものとしましては、民生費国庫負担金のうち、39ページ上段の、自立支援給付費負担金が13億569万7,000円、中段の、子どものための教育・保育給付費負担金が12億9,613万9,000円、下段の、生活保護費負担金が19億542万3,000円となっております。

次に、40ページ上段の、国庫補助金は、決算額が26億7,554万4,000円となりました。主なものとしましては、41ページ中段にございます、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が、合計で13億6,218万1,000円、民生費国庫補助金のうち、43ページ上段にあります、就学前教育・保育施設整備交付金が1億4,694万8,000円、物価高対応子育て応援手当事業費補助金が2億5,644万円などとなっております。

続きまして、第16款、県支出金でございます。ページは46ページ上段からになります。決算額は、前年度比5億2,161万2,000円増、18.7%増の、33億1,577万5,000円となりました。そのうち県負担金が64.3%を占めており、21億3,157万1,000円となっております。主なものとしましては、国庫負担金と同様で、47ページ中段からやや上にあ

ります、自立支援給付費負担金が6億6,389万1,000円、そこから2段下にあります、子どものための教育・保育給付費負担金が5億4,980万4,000円などとなっております。

次に46ページ、最下段の県補助金は、決算額が8億7,269万3,000円で、主なものとして、民生費県補助金のうち、49ページ中段からやや上にあります、医療福祉医療費が2億4,054万3,000円、一番下にあります、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業補助金が7,750万円、子どものための教育・保育給付費補助金が7,154万6,000円などとなっております。

次に、第18款、寄附金でございます。ページは54ページ下段からになります。決算額は、前年度比4,520万4,000円の増、2.3%増の19億9,220万4,000円となりました。主な寄附金としては、総務費寄附金のうち、55ページ下段の、ふるさと取手応援寄附金で、市内市外合わせて総額19億8,790万7,000円の寄附を頂きました。令和7年度は、新たに市内ゴルフ場での現地決済型ふるさと納税を導入し、寄附の拡大に努めました。また、広告を活用して市の情報を拡散し、市産品の露出拡大を図って、競争力を強化いたしました。

次に、19款、繰入金でございます。ページは56ページ中段からになります。決算額は、前年度比5億2,495万1,000円の増、20.7%増の30億6,688万9,000円となりました。増の主な要因は、58ページ上段の基金繰入金で、決算額は前年度比4億9,432万7,000円増、20.0%増の29億6,442万5,000円となっております。

主な基金の繰入額について申し上げます。財政調整基金繰入金は、前年度比1億6,572万7,000円減の、3億363万4,000円。減債基金繰入金は、前年度比1億5,000万円増の3億円。ふるさと取手応援基金繰入金は、前年度比3億2,612万7,000円増の、19億5,407万6,000円となっております。なお、基金残高等につきましては、決算書497ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、第20款、繰越金でございます。ページは60ページ中段からになります。決算額は、前年度比2億2,946万4,000円増、15.7%増の16億8,773万6,000円となりました。なお、前年度繰越金につきましては、地方自治法第233条の2の規定に基づき、実質収支の2分の1以上を財政調整基金に積立てしております。

次に、第21款、諸収入でございます。ページは60ページ中段からになります。決算額は、前年度比1億2,657万7,000円の増、13.3%増の10億8,101万4,000円となりました。62ページ下段にあります、収益事業収入は、競輪事業からの繰入金で、決算額は2億2,000万円となり、前年度と比較して1億1,000万円の増となっております。

次に、第22款、市債でございます。ページは70ページ下段からになります。決算額は、前年度比28億4,496万円増、131.0%増の50億1,650万円となりました。大きなものとして、72ページ中段の教育債は、前年度比15億50万円増の21億3,680万円となっております。増となった要因は、小学校施設整備事業債が、白山小学校校舎体育館長寿命化改良事業等の実施によりまして、10億4,110万円増となったことなどによります。72ページ下段の緊急防災減災事業債は、小中学校の体育館及び武道場への空調設備設置事業などを実施したことにより、前年度比17億3,240万円増の17億7,750万円となって

おります。歳入についての説明は以上となります。

この後、歳出につきまして、各款ごとに各部長から御説明をさせていただきます。

○議会事務局長（彦坂 哲君） 議会事務局、彦坂です。議会費の決算につきましては、決算書 78 ページから、決算報告書は 23 ページからとなります。

まず初めに、議会調査運営に要する経費のうち、決算報告書 24 ページ、タブレットによるペーパーレス会議・採決表示システムについて、ご説明申し上げます。取手市議会では、令和 2 年度からタブレット端末を導入し、オンライン会議をはじめとする ICT を活用した議会活動・議会運営を積極的に推進してまいりました。令和 7 年度は、導入から 5 年が経過したことを踏まえ、新規端末への入替えを行い、その経費を含む、タブレット使用料 281 万 515 円を支出いたしました。そのほか、電子書棚及び電子採決システム使用料 99 万円を支出いたしました。

続きまして、同じく決算報告書 24 ページ、議会報及び会議録発行に要する経費につきまして、ご説明申し上げます。議会報につきましては、市ホームページ上でのウェブ版ひびきをメインに、紙媒体として A 4 版カラー印刷による概要版ひびきを発行し、市内公共施設等への配置や郵送を行いました。令和 7 年度は新たに、議会報要約作成支援システムを導入し、ウェブ版ひびきに掲載する一般質問の要約を生成 AI を活用し作成することで、事務の効率化を図りました。また、概要版ひびきの二つ折り業務等については、いわゆる障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等が提供する物品等の需要の増進を図るため、NPO 法人に依頼しております。そのほか会議録作成支援システムや会議録検索システムに関しては、例年どおりの支出がございました。以上が議会費の令和 7 年度決算の主な内容でございます。

○総務部長（立野啓司君） 総務部、立野です。2 款総務費につきまして、御説明いたします。決算報告書では、主に 26 ページから 64 ページまでとなります。その概要について、各所管部長からそれぞれ説明いたします。最初に、全会計の人件費の概要につきまして御説明いたします。決算報告書 320 ページを御覧ください。令和 7 年度全会計の給与費の決算につきましては、支出済額が 93 億 1,917 万円となりました。令和 6 年度と比較して 6 億 9,848 万円の増。率にして 8.1% の増となりました。歳出額が増となった主な要因としては、地域手当の支給率を 11% から 12% に引き上げたことや、人事院勧告に基づいて、一般職の給与月額を増額改定、期末勤勉手当の支給月数の引上げ、会計年度任用職員の報酬単価を増額改定を行ったことなどが挙げられます。

それでは、決算報告書 29 ページを御覧ください。防犯に要する経費、1,808 万 7,418 円です。市内 2 か所の防犯ステーションにおいて、元警察官を勤務員として任用し、下校時における児童の見守りやパトロールの実施など地域に密着した防犯活動を行い、安心で安全な住みよい地域社会の実現を図りました。また、防犯カメラは、安全安心なまちづくり推進のため、新たに 2 か所、2 台設置し、防犯環境の整備を行いました。これにより、安全安心対策課が管理する防犯カメラは 49 か所、110 台となっております。令和 6 年度と比較し、約 202 万円の増となっている主な要因としては、人件費の高騰によるものです。

次に、30 ページを御覧ください。空き家等の適正管理事業に要する経費、313 万 7,494 円です。管理不全の空き家等の所有者等に対し、適正管理を促すとともに、新たに特定空き家等を 4 軒、管理不全空き家等を 2 軒認定して、除却に関する助言・指導を行いました。また、既存の特定空き家等 1 軒と、新たに認定した特定空き家等については、空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告を行い、うち 1 軒については除却に至りました。加えて、台帳管理している空き家等の実態調査を委託し、最新の現状把握を行うことにより、所有者に対して、管理状況に応じた適切な情報提供や助言を行うことができ、さらには今後の空き家等の適正管理につなげることができました。令和 6 年度と比較し、約 146 万円の増となっている要因としましては、取手市空き家等実態調査委託の実施によるものです。

次に、32 ページ下段、市民相談に要する経費 193 万 1,994 円です。市民の日常生活上の困り事等に応じた法律相談等の各種相談業務の開設や市役所に来庁された方への丁寧な案内業務を行い、市民サービスの向上を図りました。少しページが飛びまして、決算報告書 38 ページを御覧ください。藤代庁舎の管理に要する経費 4,171 万 7,806 円です。令和 6 年度と比較して約 8,202 万円の減となっている主な要因としましては、照明 LED 化 E S C O 事業や、屋内消火栓設備などの改修工事が令和 6 年度で完了し、令和 7 年度は同規模の工事を伴わなかったことによるものです。

続きまして、41 ページを御覧ください。電算 OA 化等に要する経費 5 億 3,350 万 4,249 円です。令和 6 年度と比較して約 1 億 2,700 万円の増となっている主な要因は、令和 7 年度末に完了した自治体システム標準化の対応や、ガバメントクラウドの利用に係る経費の約 9,256 万円の増と、令和 8 年 2 月に本格運用を開始したスマホ市役所の構築や運用に関する経費約 2,534 万円の増が挙げられます。また、AI 技術を活用したシステムの導入や財務会計システムの電子決裁導入に伴うディスプレイの整備なども行い、デジタル技術の活用による、さらなる業務の効率化を進めました。

続きまして 45 ページ、交通安全の施設整備に要する経費、762 万 1,806 円です。道路反射鏡の新設・修繕、道路区画線の標示・修繕を行い、交通事故の未然防止に努めました。令和 6 年度と比較し、約 61 万円の減となっている主な要因としましては、令和 6 年度に自転車専用電動空気入れ設置工事を実施した一方、令和 7 年度は実施しなかったことや、道路区画線設置工事費の減によるものです。

次に、その下の、自転車駐車場の維持管理に要する経費、6,140 万 9,766 円です。サイクルステーションとりでと無料自転車駐車場の自転車駐車場管理委託料が主なものです。令和 6 年度と比較して、約 46 万円の増となっている主な要因としましては、人件費や自転車駐車場管理委託料の増によるものです。また、令和 7 年 4 月 30 日時点におけるサイクルステーションとりでの定期利用の収容率は、機械式が 46.7%、自走式が 94.5%、原付が 78.7%となっております。

続きまして 47 ページ、交通安全推進指導隊に要する経費、166 万 3,192 円です。主に、交通安全指導隊への謝礼及び被服代となっております。令和 6 年度と比較し、約 6 万円の減となっている主な要因としましては、制服の購入数の差によるものです。なお、令和 7 年度は入隊者が 2 名となっております。次にその下の、地区振興に要する経費、2,538 万

5,432 円です。令和 6 年度と比較して、約 1,476 万円の減となっている主な要因としては、令和 6 年度にときわ台自治会集会所の建設に係るコミュニティーセンター助成事業補助金 1,500 万円が計上されていたことによるものです。地区補助金については、令和 6 年度と比較して大きな変動はありませんが、令和 7 年度は集会所の建設に係る補助金の計上がなくなったことから、全体として減となっております。

次に、48 ページ、地区集会所整備に要する経費 158 万 1,000 円です。市内 7 か所の集会所の施設改善等を行いました。令和 6 年度と比較して約 218 万円の減となっている主な要因としては、維持事業件数に変動はありませんでしたが、整備事業件数については、令和 6 年度の 5 件から令和 7 年度は 2 件と、3 件減少したことによるものです。

続きまして、49 ページ、防災訓練に要する経費 36 万 6,270 円です。主なものとしては、令和 7 年 7 月 26 日に実施しました水害時避難想定訓練によるもので、市内浸水想定区域にお住まいの全住民を対象に、避難情報や発令に合わせて、避難行動等の確認を行いました。また、同訓練では取手グリーンスポーツセンターを避難所として開設し、西・稲・寺田・野々井・戸頭地区の住民を対象に、避難所までの避難訓練を行いました。令和 6 年度と比較して、約 15 万円の減となっている主な要因としては、訓練に伴い購入しました消耗品に伴う経費です。

続きまして、その下の、災害対策に要する経費、2,913 万 9,944 円です。災害時におけるアルファ米や保存水等の食料品やスクリーン型間仕切りなどの資機材の購入のほか、大雨予報時などにおける気象予報士からの気象解説などに伴う委託料が主なものです。令和 6 年度と比較して、約 900 万円の増となっている主な要因としては、企業版ふるさと納税寄附金を活用して、避難所において使用するスクリーン型間仕切りの購入や、大雨などの予防時に気象予報士から直接解説を受ける体制を構築し、迅速な意思決定につなげる、気象防災アドバイザー業務委託に伴う経費によるものです。

続きまして 50 ページ、防災施設等の整備に要する経費、4,572 万 7,306 円です。主なものとしては、災害用トイレトラックの購入によるもので、令和 7 年度に納車され、災害時におけるトイレ環境の整備に貢献しました。令和 6 年度と比較して、約 2,296 万円の増となっている主な要因としては、令和 6 年度繰越し分の災害用トイレトラック購入のほか、J アラート受信機の更新、及び J アラート専用アンテナ設置工事に伴う経費であります。

続きまして 51 ページ、自主防災組織に要する経費、915 万 7,855 円、主に自主防災組織運営に対する補助金となります。令和 6 年度と比較し約 29 万円増となっており、主な要因としては、新たに 1 組織の自主防災組織が結成され、組織運営及び資機材整備に係る補助金の交付を行ったことによるものです。

続きまして、52 ページ、令和 8 年 2 月 8 日降雪応急処理経費 23 万 3,845 円は、降雪対応に伴う経費となります。主なものとしては、職員による道路や駅周辺など、人通りの多い場所の除雪作業に伴う手当になります。

次にその下の男女共同参画社会の推進に要する経費 247 万 612 円です。令和 6 年度と比較して約 156 万円の増となっている主な要因としては、次期男女共同参画計画策定の

基礎資料とするために、市民・事業者に対し、男女共同参画に係る意識調査を実施したことによるものです。

次に、53 ページ上段、非核平和推進関係経費 92 万 8,963 円です。市内全公立小中学生を対象に、平和首長会議が主催する「子どもたちによる平和なまち絵画コンテスト」の作品募集を行い、取手・藤代駅前の市民ギャラリーに応募作品の展示を行いました。また、令和 6 年度と比較し約 83 万円の増となっている主な要因としましては、戦後 80 年平和祈念事業として、市内全公立小中学校へ平和図書の配架を行ったほか、老朽化した藤代庁舎敷地内の非核平和推進看板の修繕やゆめみ野公園に、被爆樹木 2 世の苗木植樹を行ったことによるものです。

続きまして、58 ページ中段を御覧ください。3 項、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務に要する経費、1 億 1,605 万 3,710 円です。戸籍及び住民基本台帳関係届出、各種証明書等の交付に関するシステム使用料が主な内容です。令和 6 年度決算より約 4,688 万円の増となっている主な要因としましては、戸籍システム標準化対応業務委託にて、ガバメントクラウドへの移行に係る改修及び稼働環境設定を行ったことによるものです。

次に、60 ページ下段を御覧ください。個人番号事務に要する経費、610 万 8,619 円【「610 万 8,619 円」を「5,610 万 8,619 円」に発言訂正】です。会計年度任用職員報酬が主な支出です。令和 6 年度決算より約 1,461 万円の増となっている主な要因としましては、会計年度任用職員の増員及び時間給単価の増額によるものです。

次に、61 ページ下段を御覧ください。コンビニ交付に要する経費、606 万 4,413 円です。コンビニ交付に係る地方公共団体情報システム機構への手数料や運営負担金が主な支出です。令和 6 年度決算より約 62 万円の増となっている主な要因としましては、コンビニ交付の増加に合わせ、地方公共団体情報システム機構へ納付する手数料の増額によるものです。

次に、62 ページ中段、4 項、選挙費、衆議院議員総選挙に要する経費、4,320 万 1,692 円です。令和 8 年 2 月 8 日に執行され、当日有権者数 9 万 213 人のうち、4 万 8,861 人が投票し、投票率は 54.16%でした。

次に、63 ページ上段、参議院議員通常選挙に要する経費、5,007 万 9,137 円です。令和 7 年 7 月 20 日に執行され、当日有権者数 9 万 410 人のうち、5 万 1,790 人が投票し、投票率は 57.28%でした。なお、参議院議員通常選挙に要する経費の特定財源の中に、衆議院議員総選挙費委託金が含まれておりますが、これは総務省が参議院選挙における開票所等の選挙機器購入分を衆議院議員総選挙執行委託費で措置することとしたことに伴い含まれているものです。

次に下段、県知事及び県議会議員補欠選挙の同時選挙に要する経費、4,959 万 3,108 円です。令和 7 年 9 月 7 日に執行され、当日有権者数 8 万 9,592 人のうち、3 万 1,167 人が投票し、投票率は 34.79%でした。

以上で、総務費のうち、総務部所管事項の説明は以上です。

○政策推進部長（渡来真一君） 政策推進部、渡来です。続きまして、政策推進部所管に

ついて御説明いたします。

決算報告書 31 ページから 32 ページ、広報発行に要する経費、2,155 万 6,476 円です。これは主に「広報とりで」の発行に要した経費です。「広報とりで」は、主に市の施策やお知らせ、市内の出来事等の情報を提供するもので、タブロイド判を 1 日と 15 日の月 2 回、毎号 3 万 4,500 部を発行しました。その印刷業務委託料として、806 万 4,375 円を支出しております。そのほかに、新聞折り込み 2 万 4,230 分の手数料として、576 万 8,429 円、新聞折り込みや駅・スーパーなどへの配置によっても入手することが困難な方 130 名分の郵送料として、36 万 2,515 円、駅・スーパーなどに配送配置するための委託料として 111 万 6,031 円を支出しております。なお、市内公共施設や駅、コンビニエンスストア、スーパー、病院等への「広報とりで」紙媒体の配置か所は 126 か所となっております。また、ホームページやイバラキイーブックス、行政情報アプリ「マチイロ」等による電子配信を実施しました。併せて、メールマガジンやLINE等のSNSを活用して、多様な閲覧方法の周知を行った結果、ホームページにおける「広報とりで」の閲覧数は 5 万 3,535 回となり、前年度 3 万 7,694 回と比較して約 42%増加しました。

続きまして、33 ページから 34 ページ、ホームページ管理に要する経費、549 万 1,660 円です。主なものは、ホームページCMSサーバー使用料、234 万 8,940 円です。令和 7 年度も引き続き、クラウド化されたサーバーを使用し、災害時でも業務を継続できるようになっております。

続きまして、ウェブアクセシビリティ検証業務委託料、48 万 4,000 円です。障がい者や高齢者などを含めた、誰もが情報を取得しやすいウェブ環境を目指すための検証費用と、ホームページを作成する職員のウェブアクセシビリティ意識向上のための研修経費が含まれています。令和 7 年度は、ホームページの J I S 規格に基づく全ファイル解析の実施と、その結果に基づく職員研修を実施しました。さらに、音声による読み上げ等でホームページからの情報取得をサポートする、アクセシビリティサポーター使用料 55 万 4,400 円と、外国出身者向けのページ翻訳機能として、多言語自動翻訳サービス使用料 26 万 4,000 円を支出しました。また、メールマガジン配信経費として、メール配信システム管理委託料 178 万 2,000 円を支出しました。緊急防災防犯情報や議会情報など、希望する情報を直接メールで配信するメールマガジンシステムの使用及び保守に係る金額となっております。

続きまして、34 ページから 35 ページ、都市間交流に要する経費、77 万 3,079 円です。取手市国際交流協会との連携を通じて、国際交流の促進を図りました。具体的には、同協会が主催する各種イベントや日本語教室、外国語や異文化の体験学習を開催するための支援を行いました。

続きまして、39 ページから 40 ページ、シティプロモーションに要する経費、592 万 8,495 円です。主なものは、シティプロモーションサイト、「ほどよく絶妙とりで」の維持・管理経費です。内訳は、シティプロモーションサイト保守業務委託料 138 万 9,960 円です。シティプロモーション動画については、プロモーション動画制作業務委託料として 88 万 8,580 円を支出しました。市内で活躍する人にクローズアップして紹介する動画シリーズや、市内クリエイターによる取手市PR動画を作成し、プレスリリース

やInstagramなどのSNSと組み合わせて発信しました。職員が撮影・編集した動画を含め、令和7年度は107本の動画を新たに公開、年間の視聴数はこれまでに公開した動画を含め62万3,840回となり、多くの方に市の魅力を伝えることができました。取手市PR大使には、市内イベントへの参加や写真・動画撮影等に御協力をいただき、市内外への魅力拡散に資するPR活動を行いました。また、市の魅力発信とさらなる露出度獲得のために、プレスリリース配信委託料、46万460円を支出しました。令和7年度は、計7回のリリース配信を行い、合計で610件の露出を獲得、広告価値に換算して9,754万円を超える成果を上げることができました。

続きまして、40ページから41ページ、公有用地利活用に要する経費、416万9,000円です。小文間小学校跡地について、地域住民との意見交換会を重ね、校舎等の建物を全て解体・除却し、隣接する桃公民館を移設して、コミュニティー機能、避難所機能を強化等することで、おおむね合意形成が図られたことから、小文間小学校跡地の利活用計画を策定しました。

続きまして、54ページから55ページ、常総地方広域市町村圏事務組合の負担金、14億9,257万5,000円です。4市で組合を組織し、ごみの共同処理、職員の共同研修の実施、防災センター・総合運動公園・障害者支援施設の「常総ふれあいの杜」健康増進宿泊施設である「いこいの郷」の管理、運営などを行っております。負担金については、それぞれの業務における負担割合に応じた負担をしており、共同化によって効率化を図ることができました。

続きまして、64ページ、国勢調査に要する経費、5,583万7,693円です。国勢調査は、日本に住む全ての人と世帯を対象に、人口世帯数をはじめ、男女・年齢別・産業別などの人口の構造や、世帯の構成、居住状態を明らかにする目的で、5年に1度行われる統計調査です。令和7年10月1日を基準日として実施され、取手市では、市内全域を調査区に分け、480名の調査員により調査を行いました。今年5月に男女別人口及び世帯数の速報集計が公表され、その後、9月に人口等基本集計の確報値、それ以外の集計については、令和9年3月以降、順次公表される予定です。政策推進部所管の説明は以上となります。

○財政部長（海老原輝夫君） 続きまして、財政部でございます。決算報告書35ページから36ページを御覧ください。ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費は、ふるさと取手応援基金への寄附金への積立てと、インターネット上での寄附金受付やクレジットカードでの決済、返礼品の代金及び送付等に係る委託料が主な内容となっております。令和7年度の寄附の件数は10万2,111件で、寄附金額は19億8,790万7,359円となり、令和6年度と比較すると4,536万759円の増となりました。寄附金額が増えた要因といたしましては、令和7年度に新たに市内ゴルフ場での現地決済型ふるさと納税を導入したことや、広告の活用により資産品のPRに努め、返礼品の競争力を高めてきたことが主な要因と考えております。財政部所管の説明は以上となります。

○まちづくり振興部長（森川和典君） まちづくり振興部、森川です。続きまして、まちづくり振興部所管について御説明いたします。決算報告書は55ページ、物価高騰対策商品券事業に要する経費、7億4,340万円です。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交

付金を活用し、全市民を対象に1人当たり7,000円分の商品券を配布し、市民生活の支援を図る事業で、基準日時点の住民基本台帳人口、約10万6,200人分の商品券を購入したものです。まちづくり振興部所管の総務費は以上です。

○総務部長（立野啓司君） 総務部、立野です。大変申し訳ありません。1点訂正をお願いいたします。先ほどの私の、個人番号事務に要する経費に関する説明の中で、支出済額を「610万8,619円」と説明いたしましたが、正しくは「5,610万8,619円」となります。訂正をお願い申し上げます。

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 健康福祉部飯山です。

続きまして、民生費のうち、健康福祉部所管の主な事業について御説明申し上げます。

決算報告書65ページを御覧ください。社会福祉協議会助成に要する経費、1億3,973万8,891円です。地域福祉を担う社会福祉協議会に対し、主に本庄運営にかかる人件費を補助することによって、健全な事業運営を図り、市民に様々な福祉サービスの提供を図るものです。

次に、67ページ、健康づくり推進事業に要する経費136万6,573円です。市民全体の健康づくりを推進するための経費です。主なものは、健康づくりイベント委託料及びイベントに係るチラシポスター等の印刷製本費、イベント参加者への記念品作成費です。その下、ウェルネスプラザ管理運営に要する経費、1億3,791万998円です。ウェルネスプラザ及びウェルネスパークの管理運営に係る経費です。主なものは、指定管理料及び第3駐車場の土地借上料です。

次に、71ページ、定額減税を補足する給付事業に関する経費、2億9,920万3,355円です。令和6年度に、国の税制改正による定額減税とあわせて、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を実施しましたが、当該給付金事業のうち、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付については、令和5年の所得等を基にした推計額で算定したことから、本来給付すべき所要額と、当初給付した調整給付額との間で差額が生じた方に対して、不足額給付を支給しました。

次に72ページ、住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業に要する経費、3,223万4,090円です。物価高騰の影響を受けている低所得者世帯に対して給付金を支給、さらに対象世帯のうち18歳以下の子どもがいる子育て世帯に対して給付金を加算することで、家計の負担軽減を図りました。

次に、76ページ、介護給付費等に関する経費、26億6,727万5,357円です。昨年と比較しますと、約3億366万円の増額となっております。主な増の要因は扶助費で、共同生活援助・就労継続支援のA型・B型を利用する障害者が増えたことによるものです。

次に、81ページ、緊急通報システム事業に関する経費、1,229万3,077円です。高齢者の自宅に緊急通報装置や安否センサー、24時間対応の相談窓口を設置することで、ひとり暮らしの高齢者等の不安を解消し、急病等の緊急事態に迅速・早急な対応を行うことができました。

次に、82ページ、高齢者等移動支援事業に関する経費、1,431万1,669円です。市内の移送団体の利用者に、移送団体とタクシーで利用できる助成券を発行することにより、移

動が困難な高齢者や障害者等の外出促進と閉じこもり予防が図られました。

次に、87 ページ、ふれあいの郷管理運営に関する経費 334 万 370 円です。経年劣化により改修が必要となったふれあいの郷の外壁屋根改修工事の実施設計を行うことで、令和 8 年度に予定されている改修工事に速やかに着工する準備を整えることができました。

次に、90 ページ、医療福祉費助成に要する経費 6 億 4,287 万 1,411 円です。マル福制度及びぬくもり支援事業の医療費助成となります。

次に 104 ページ、障害児通所給付費に要する経費、7 億 4,549 万 725 円です。昨年と比較しますと、約 6,314 万円増額となっております。主な増の要因は、保育所等訪問支援や放課後等デイサービスを利用する障がい児が増えたことによるものです。

次に 114 ページ、最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務に要する経費、33 万円です。平成 25 年から 3 年間にかけて、国が実施した生活扶助基準の改定に関する最高裁判決を踏まえ、対象となる方に対する保護費の追加給付に向けて支給準備を進めるため、生活保護システム改修を委託しました。

その下、生活保護に要する経費、25 億 401 万 9,670 円です。生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための扶助費です。昨年と比較しますと、約 7,390 万円の増額となっております。生活保護受給世帯の増加により、生活扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助などが増額となっております。健康福祉部所管の説明は以上となります。

○こども部長（香取美弥君） こども部、香取です。第 3 款、民生費のうち、こども部所管の主な事業について御説明いたします。決算報告書 93 ページ、こども政策推進に要する経費、97 万 3,018 円です。こどもまんなか社会の実現に向け、若者目線でのまちづくりを進めるため、市内高校との高校生とのワークショップである「とりでこども未来会議 2025」を開催し、こども政策プロモーション動画を作成しました。また、こどもまんなか宣言の趣旨に賛同し、自らが子どもや子育て中の方に優しい取組である「こどもまんなかアクション」を行う企業や団体に対して配布する「こどもまんなか応援サポーターステッカー」を市内の小中・高生ご協力の下、作成し、こどもまんなか社会に対する機運の醸成を図りました。その下の、子ども発達センター管理運営に要する経費、7,496 万 6,407 円です。発達に支援を要する就学前の児童とその保護者を対象に、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業を提供する児童福祉施設です。指定管理者として取手市社会福祉協議会が運営しており、保護者とともに、子どもたちの強みを見つけ、自信を育む支援を行っています。令和 7 年度は、より専門性の高い職員の配置や、職員給与の上昇等により増額となりました。

次に、94 ページ、家庭児童相談室に要する経費、874 万 862 円です。様々な悩みや課題を抱えるお子さんや、御家庭の相談ニーズに応じるとともに、関係機関などと連携し、御家庭での療育の負担軽減を図るなど、家庭において児童が健やかに養育されるよう支援を行ったものです。

次に、96 ページ、要保護児童対策事業に要する経費 22 万 7,983 円です。こちらは、虐待を受けている子どもの早期発見や、早期支援のため、子どもを取り巻く機関で構成する

取手市要保護児童対策地域協議会にて、情報の共有や、支援方針の検討など、密に連携を図り、要保護児童の適切な保護や再発防止等の支援を行ったものです。

次に、97 ページ、児童発達支援システムに関する経費、375 万 3,394 円です。発達に支援が必要なお子さんとその保護者を支え適切な保育や就学につながるよう、関係者間で児童の発達に係る支援の充実に向けた協議・検討の実施のほか、心理発達相談員が市内の保育所などに巡回相談を行い、発達に支援を要するお子さんへの関わりについて助言をすることで、保育士を支援し、併せて保護者のニーズに応じた発達相談や発達検査を実施したものです。

次に、98 ページ、取手っ子応援ギフトカード給付事業に関する経費、8,574 万 7,034 円です。物価高騰の影響を受けている子育て世帯の家計を支えるために、18 歳以下の児童 1 人につき 6,000 円のギフトカードを給付しました。

その下の結婚新生活支援事業に要する経費、1,167 万円です。非婚、晩婚化や少子化が進む中、国の補助制度を活用し、新婚世帯を対象として結婚に伴う新生活に係る経済的な支援を行いました。

次に、99 ページ、出産・子育て応援相談に要する経費、280 万円です。妊娠期から子育て期まで一貫した伴走型支援と経済的支援を一体的に実施しました。令和 7 年度の制度改正に伴い、令和 7 年 3 月 31 日以前に出産した方や、妊娠届出後の給付金申請をした方へ、出産子育て応援給付金を支給したのですが、対象者が限定されたため、前年度と比較して、減額となりました。

次に、100 ページ、妊婦のための支援に要する経費、6,207 万 6,140 円です。妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊婦面談などを通じて、個々に応じた支援及び経済的支援を効果的に実施しました。令和 7 年度の制度改正により、出産子育て応援相談事業が、妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業に移行したことから、令和 7 年 4 月 1 日以降に出産した方や、妊娠の届出後の給付金申請をした方へ妊婦のための支援給付金を支給したものです。

次に 101 ページ、無痛分娩費用助成に要する経費、1,302 万 6,766 円です。無痛分娩の需要の高まりを受け、誰もが経済的な理由により断念することなく、自らが望む分娩方法を選択できる環境を整え、妊娠・出産を前向きに捉えてもらうため、無痛分娩に対する費用助成を行いました。

その下、物価高対応子育て応援手当支給事業に要する経費、2 億 5,522 万 9,851 円です。国の物価高対応子育て応援手当補助金を活用し、長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対する生活支援として、支給対象児童 1 人につき 2 万円の取手市物価高対応子育て応援手当を支給しました。

次に、102 ページ、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業に要する経費、7,749 万 9,677 円です。同じく、県の低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業補助金を活用し、1 人親世帯や、低所得の 2 人親世帯など、物価高によって、より家計負担が大きくなっている世帯に対して、支給対象児童 1 人につき 5 万円を支給しました。

次に、106 ページ、民間保育園運営に関する経費、3 億 8,350 万 5,072 円です。民間保

育園及び認定こども園の安定的運営を図るため、民間保育園運営補助金などの補助金を交付したほか、環境整備を行った保育園や認定こども園に対し、整備補助金を交付しました。

次に 108 ページ、民間保育園等物価高騰負担軽減事業に関する経費、3,770 万 5,080 円と、111 ページ、物価高騰に伴う給付費負担軽減事業に関する経費、1,238 万 3,280 円についてです。保育施設における食材料費等の物価高騰への対応として、給食材料費への軽減事業を実施することにより、保護者の負担軽減を図るとともに、安定した給食運営を行いました。

108 ページに戻っていただき、民間保育士確保に関する経費 1,817 万 4,019 円です。民間で働く保育士を確保するため、新規採用保育士等応援補助金、保育士等勤続功労補助金を交付し、質の高い保育の実施と民間保育園の安定的な運営を図りました。

3 款民生費のうち、子ども部所管の主な事業についての説明は以上となります。

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 健康福祉部、飯山です。続きまして、衛生費のうち、健康福祉部所管について主な事業を御説明いたします。

決算報告書 119 ページを御覧ください。取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費、3,850 万円です。取手北相馬休日夜間緊急診療所の運営は、取手市・守谷市・利根町・つくばみらい市の 3 市 1 町で、公益社団法人取手市医師会に委託し、休日や夜間における地域住民の緊急医療体制の確保に寄与しております。

次に 120 ページ、公的病院等運営費補助金、1 億 2,143 万 8,000 円です。市内の公的病院である、J A とりで総合医療センターと取手北相馬保健医療センター医師会病院に対する運営費補助金は、令和 7 年度は県の救急告示医療機関運営費補助金の微増があったものの、全体では令和 6 年度と比べ微減となりました。

次に 121 ページ、予防接種に要する経費、2 億 6,898 万 4,804 円です。令和 7 年度から带状疱疹予防接種の助成を開始し、各種予防接種を実施しています。子宮頸がんワクチン接種の回数が伸びなかったのは、未完了の対象者が少なかったことが要因と考えられます。また、新型コロナウイルスワクチン接種者の減少は、国補助金廃止による費用負担増が影響したと推察されます。

次に、122 ページ、乳幼児健診に要する経費、883 万 57 円です。令和 7 年度の乳幼児健診は、未受診者への夜間訪問を実施し、受診勧奨に努め、受診率は 96.4% です。また、3 歳 5 か月児健診での屈折検査により、弱視リスクの早期発見を図っています。さらに、育児相談や継続相談を通じて、専門の相談員が未就学児と保護者を支える環境づくりに取り組んでおります。

次に 124 ページ、母子保健に要する経費、8,507 万 9,774 円です。令和 7 年度から、産後ケア事業にアウトリーチ型支援を導入し、令和 8 年 3 月から、「母子モ」でのウェブ申請を開始しています。また、不妊治療費の一部助成を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実を図っています。

次に 127 ページ、妊産婦・子育て女性の健康づくり事業に要する経費、112 万 9,480 円です。「ママのからだと心のケア教室」は、産前産後の女性のための健康教室を対面とオンラインで実施し、不定愁訴やメンタルヘルス、体力の低下などの健康課題の解決を図る

ため、専門家による運動・

講座・相談・交流を目的に、運動教室を実施いたしました。

次に 128 ページ、生活習慣病対策検診に要する経費、5,576 万 124 円です。令和 7 年度のがん検診受診者数は、令和 6 年度と比較して、一部で増加が見られる一方、横ばいや減少した検診もありました。骨粗鬆症検診では、個別通知による普及啓発が受診者数増加につながっています。子宮頸がん検診や乳がん検診では、若年層を対象に個別通知や電話勧奨、「母子モ」アプリでの通知、ウェブ申込み、土日開催、託児つき検診日を設けるなどして、受診環境の整備に努めました。健康福祉部の説明は以上となります。

○まちづくり振興部長（森川和典君） まちづくり振興部、森川です。続きまして、4 款衛生費のまちづくり振興部所管について御説明いたします。

決算報告書は 130 ページからになります。主な歳出内容を御説明いたします。まず、決算報告書 131 ページの公衆トイレ管理に要する経費、1 億 1,441 万 1,941 円です。取手駅西口及び藤代駅南口公衆トイレの適切な維持管理により、駅周辺の良い環境と公衆衛生の確保を図りました。なお、前年度比 1 億 639 万 7,857 円の増は、取手駅前公衆トイレの新設に伴うものです。また、当初計画では、令和 6 年度内に実施設計を進める予定でしたが、J R 側との調整に時間を要したことにより、取手駅前公衆トイレ設置工事実施設計業務委託料、588 万 5,000 円が繰越し明許費となっております。

次に、決算報告書 132 ページの取手市外 2 市火葬場組合負担金、5,039 万 5,000 円です。同組合の運営に要する経費から、使用料及び手数料や繰越し金収入等を除いた分を構成市が負担金として支出したものです。

なお、前年度比 576 万 4,000 円の増は、やすらぎ苑の管理運営に要する施設修繕費等の負担額の増によるものです。

次に、決算報告書 133 ページの、地球温暖化対策の推進に要する経費、5,905 万 6,661 円です。主に、次世代を担う子どもたちの環境に対する意識向上を目的とした探求型環境教育や、みなかみ町での環境学習を実施したほか、市民に対し地球温暖化防止対策への意識の高揚を図るため、講演会や講座の開催、再生可能エネルギー設備設置補助金や、省エネ家電買換え補助金の交付でございます。なお、令和 6 年度繰越し分、5,059 万 9,580 円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用により、繰越し明許費を設定し、省エネ家電買換え補助金の交付に要した経費となります。物価高騰による市民生活の負担を軽減するとともに、各家庭における二酸化炭素排出量の削減を図るため、既存の家電製品を省エネ性能の高い家電製品へ買い換える費用の一部を助成しました。

次に、決算報告書 134 ページの取手駅東西口喫煙所管理に要する経費、261 万 6,437 円です。取手駅東西口コンテナ型喫煙所を適正に管理・運用することで、健康増進法に定める、望まない受動喫煙の防止を図りました。

次に、決算報告書 136 ページ、放射能対策に要する経費、917 万 8,400 円です。主に、市内小中学校や公園等の 184 施設の放射能除染実施後のモニタリング調査を実施した委託料になります。

次に、決算報告書 137 ページの、じん芥収集に要する経費、4 億 2,649 万 4,339 円です。

主に、家庭等から排出されるごみの収集運搬委託業務の委託料となります。なお、前年度比 1,901 万 550 円増の主な理由は、人件費及び燃料高騰による委託料の増によるものです。

次に、決算報告書 138 ページの、ごみ減量推進に要する経費、483 万 1,549 円です。主に、生ごみ処理機等購入補助金及び資源物回収助成金の交付になります。令和 7 年度は、生ごみ処理機等購入補助金を 100 基分、資源回収助成金を 54 団体に交付しております。

次に、決算報告書 140 ページの、龍ヶ崎地方衛生組合負担金、1 億 457 万 1,000 円です。市内から排出される、し尿及び浄化槽汚泥の処分費用等に対する負担金となります。衛生費は以上となります。引き続き、5 款農林水産業費につきましては、初めに、農業委員会から御説明いたします。

○農業委員会事務局長（浜野彰久君） 農業委員会事務局、浜野です。続きまして、5 款農林水産業費、1 項農業費について御説明いたします。

決算報告書は 141 ページからになります。機構集積支援事業に要する経費、101 万 9,053 円につきましては、県補助金による事業で、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、毎年実施しております農地パトロールによる、農地利用状況調査の整理及び集計に関する会計年度任用職員 1 名分の報酬と、現地調査用の地図情報タブレット端末の利用料が主な支出でございます。

以上で、農業委員会所管分を終わります。

引き続き、農林水産業費、農政課所管について御説明いたします。

同じページの中段からになります。農業振興に要する経費、1,607 万 4,953 円は、環境に優しい農業などを実施した農業者へ交付する認定農業者支援事業補助金や、農業公社及び各関係団体・協議会への負担金、補助金になります。なお、有害鳥獣による農作物被害対策のため、令和 7 年度より取手市鳥獣被害防止対策協議会を新設し、その運営費を補助するため、取手市鳥獣被害防止対策事業費補助金として、65 万 3,680 円を支出しております。

次に決算報告書 143 ページの、水田農業構造改革対策に要する経費、1,911 万 5,770 円は、主に、米農家の経営安定を図るため、需給バランスの改善施策として、生産調整の達成者に対して支出する水田農業転作等実施補助金及び取手市農業再生協議会における事業費の補助金になります。なお、6,517 万 7,355 円の減額の主な要因は、米価の高騰により飼料用米等の戦略作物に取り組む農業者が激減したことから、水田農業転作等実施補助金が 6,611 万 7,693 円減額したことによるものです。

次に、その下の土地改良事業に要する経費、5,625 万 4,003 円は、主に、岡堰・福岡堰・守谷土地改良区の水排水路や、排水機場の改修などの土地改良事業に要する負担金及び地域共同で実施する農地や水路、農道などの保全管理活動を支援する

多面的機能支払交付金になります。農林水産業費は以上です。

続きまして、6 款、商工費について御説明いたします。決算報告書 146 ページ、商工振興審議会に要する経費、3 万 1,360 円です。主に、「（仮称）第 2 次取手市産業振興戦略プラン」の策定に向けて開催をしました審議会の委員報酬となっております。

次に、同じページの 1 番下から、商工業振興助成に関する経費、2,466 万 2,762 円です。

主に、商工会や市内商店会への補助金になっております。

次に、決算報告書 147 ページ、買い物弱者支援事業に関する経費 200 万円は、買物が困難な地域に、移動販売車にて生鮮産品等の買物の場を提供する事業者に対し、人件費の一部を補助し、買物環境の維持・向上を図りました。販売箇所数は 58 か所、年間で 2 万 662 人の利用がありました。

次に、決算報告書は 149 ページ中段、創業支援等事業に関する経費 799 万 6,236 円です。創業スクールやビジネスプランコンテストを一般社団法人とりで起業家支援ネットワークと連携し、開催しました。そのほか、市内で起業をした事業者に対して初期費用を補助する産業振興チャレンジ支援事業補助金、インキュベーションオフィス等を利用して事業活動を行う事業者に対し、一月当たりの利用料の一部を補助する。市民事業活動促進補助金を交付しました。当事業により、市民が新たに事業を開始することを支援し、新たな中小企業者を育成し、市内経済の活性化を図りました。

次に、決算報告書 150 ページの空き店舗活用事業に要する経費、190 万 4,000 円です。市内空き店舗の有効利用を図るため、新規出店する者に対して補助金を交付することにより、買物環境の向上と地域の活性化を図るものです。補助金の交付件数は家賃補助 8 件となっております。

次に、決算報告書 151 ページ、中小企業振興基本条例・計画策定事業に要する経費、30 万 2,200 円です。「（仮称）第 2 次取手市産業振興戦略プラン」や産業振興施策の策定に向け、市内事業者を対象にアンケート調査を実施したものです。1,700 件を超える対象者のうち、約 3 割に当たる 500 件の回答がありました。

次にその下の、労働対策に関する経費、526 万 4,197 円です。主に、取手駅前リボンとりで 5 階にある、職業相談職業紹介を行う取手市ふるさとハローワークの運営に係る経費であり、安定した雇用機会の確保や就職の促進を図るものです。年間の利用者数は 6,614 人となっております。

次に決算報告書 152 ページ、働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費、5,636 万 9,755 円です。働く婦人の家の適切な維持管理により、施設の良好な利用環境整備を図りました。なお、前年度比 4,310 万 9,350 円の増は、主に老朽化した空調設備の改修や、Wi-Fi 機器の設置に伴うものです。

続きまして決算報告書 155 ページ、観光事業に関する経費、5,937 万 7,231 円です。本市観光事業の振興を図るため、市観光協会の各事業に対し補助金を交付したほか、令和 7 年度は、るるぶ特別編集取手を 5 年ぶりに改訂したことから、その委託費用や物価の高騰による市観光協会への補助金額の増額分として、前年度比 1,158 万 6,634 円の増となっております。るるぶ特別編集取手については、市観光協会の主催する各イベントや、他自治体で開催される各種観光イベントへの出展を行った際に、市民の郷土愛の高揚、さらには取手市を広く PR する取組の一環として、来場者に対して配布事業を実施いたしました。以上をもちまして、まちづくり振興部所管の衛生費・農林水産業費及び及び商工費の決算説明となります。

○建設部長（原部英樹君） 建設部、原部です。7 款、土木費のうち、建設部所管分を御

説明いたします。

初めに、決算報告書 157 ページ上段から 158 ページです。道路管理に要する経費、支出済額 2 億 9,839 万 4,517 円です。市道総延長約 1,000 キロの管理に要した経費となります。主なものは、道路台帳整備や近年のゲリラ豪雨等の際に、現場の冠水状況をリアルタイムに把握可能となる浸水検知システムの整備に要する業務委託料などとなります。前年度の決算額と比較して約 2 億 6,326 万円増額となった主な理由は、予算の見直しにより、道路清掃委託料や街路樹、維持管理費などの委託料を、本事業に計上したことによるものです。

次に、決算報告書 159 ページから 160 ページ上段です。道路維持補修に要する経費、支出済額 2 億 1,406 万 5,905 円です。市道総延長約 1,000 キロの維持補修に要した経費となります。主なものは、市道の補修や橋梁の定期点検、横断歩道橋の補修工事、道路長寿命化事業として 4 地区の舗装修繕などを実施しております。前年度決算額と比較して約 2 億 7,000 万円減額となった主な理由は、予算の見直しにより、道路清掃委託料や、街路樹維持管理費などの委託料を道路管理費に要する経費に計上したことによるものです。

次に、決算報告書 160 ページ中段です。道路維持に要する経費、支出済額、1 億 9,990 万 3,000 円です。戸頭地区ふれあい道路の道路維持事業に要した経費です。前年度決算額と比較して、約 2,600 万円増額となった理由は、施工延長が 70 メートル延びたことなどによるものです。

続きまして、決算報告書 161 ページ上段です。道路改良に要する経費、支出済額、1 億 8,418 万 802 円です。市道 5 路線の改良事業に要した経費です。前年度決算額と比較して約 5,000 万円減額となった理由は、事業路線が 1 路線完了したことによるものです。

次に、決算報告書 161 ページ下段から 162 ページ中段です。通学の整備に要する経費、支出済額 6,375 万 2,100 円です。通学路 2 路線の整備に要した経費です。前年度決算額と比較して、約 6,800 万円減額となった理由は、事業路線が 1 路線完了したことによるものです。

次に、決算報告書 169 ページ下段から 170 ページです。地籍調査事業に要する経費、支出済額、1,759 万 7,760 円です。主なものとしましては、本郷 2 地区においては、地籍図原図の作成、地籍測定を実施し、本郷 3 地区では、調査図の作成、地積測量、現地調査を実施した経費となります。前年度決算額と比較して、約 326 万円減額となった主な理由は、調査地区の違いによるものでございます。

次に、決算報告書 171 ページ上段です。都市計画道路 3・2・23 号線、北敷・沼附線に要する経費、支出済額、1 億 9,738 万 9,000 円です。前年度と比較して、約 1 億 9,600 万円増額となった理由は、地権者と用地買収の合意形成に至り、併せて軟弱地盤対策工事に着手したことによるものです。

次に、決算報告書 171 ページ下段から 172 ページ上段です。排水路の維持管理に要する経費、支出済額、6,715 万 6,656 円です。雨水幹線及び市内 35 か所のポンプ施設や、調整池 22 か所の機能を維持をするために、除草・伐採・しゅんせつ及び施設の点検・修繕等の維持管理を実施した経費です。前年度決算額と比較して、約 676 万円の増額となった主な理由は、寺田地内の雨水排水マンホールポンプ交換修繕を実施したことによるもので

す。

次に、決算報告書 172 ページ中段から 173 ページ上段です。樋管の維持管理に要する経費、支出済額 9,599 万 8,196 円です。利根側や小貝川の 15 か所の樋管や 4 か所の排水機場の機能を維持するため、操作・維持管理を実施した経費です。前年度決算額と比較して約 316 万円減額となった主な理由は、年次点検に基づき修繕を実施したことによるものです。

次に、決算報告書 173 ページ中段です。都市排水整備に要する経費、支出済額 5,389 万 1,437 円です。雨水浸水被害を緩和するために、藤代地区・下高井地区の 2 地区において雨水排水設備を実施した経費です。前年度決算額と比較して約 3,735 万円の増額となった主な理由は、令和 6 年度から繰越しをした、下高井地区の実施設計及び測量費が含まれたことによるものです。

次に、決算報告書 174 ページ上段です。取手地方広域下水道組合負担金、支出済額 16 億 3,782 万円です。企業債の元金償還等に対する負担金や、下水道施設の建設改良費に対する出資金となります。

次に、決算報告書 174 ページ中段から 175 ページ上段です。緑地等の管理に要する経費、支出済額、1,594 万 9,622 円です。市で管理する緑地の維持管理に要した経費です。前年度決算額と比較して、約 2,400 万円減額となった主な理由は、大山緑地における緑地保全のための擁壁の築造が完了したことによるものです。

次に、決算報告書 175 ページ中段です。緑化推進に要する経費、支出済額、778 万 8,675 円です。市内の緑化の推進に要した経費です。前年度決算額と比較して、約 670 万円増額となった主な理由は、緑の基本計画の改定に伴う委託料によるものです。

次に、決算報告書 175 ページ下段から 177 ページ上段です。公園維持管理に要する経費、支出済額、2 億 6,804 万 7,288 円【「2 億 6,804 万 7,288 円」を「2 億 684 万 3,288 円」に発言訂正】です。緑地緑道等を含む公園 222 か所の維持管理に要した経費です。主なものとして、都市公園施設長寿命化計画事業として 9 公園で、遊具を含む公園施設 10 基の更新を行う経費に 1,931 万 5,000 円を支出しております。

次に、決算報告書 177 ページ中段です。水辺利用推進に要する経費、支出済額 137 万 4,824 円です。主なものとして、利根川堤防上にあります、利根川サイクルステーションでのレンタサイクルの貸出しなど、管理委託に要した経費です。

次に、決算報告書 177 ページ下段から 178 ページ上段です。小堀の渡し運航に要する経費、支出済額、1,955 万 2,313 円です。朝 9 時から夕方 4 時まで、1 日 7 便の運行業務委託料が主なものです。なお、前年度決算額と比較して、約 460 万円増額となった主な理由は、渡船取手号定期検査に伴う点検及び修繕の対応によるものです。

次に、決算報告書 178 ページ中段から 179 ページ上段です。北浦川緑地管理に要する経費、支出済額、2,495 万 1,200 円です。取手市が茨城県から指定管理者となり、植栽・芝生の手入れ、清掃、施設の保守点検管理業務に要した経費です。

最後に、決算報告書 179 ページ中段から 180 ページ中段です。市営住宅管理に要する経費、支出済額 3,156 万 3,322 円です。8 か所の団地 267 戸の市営住宅の管理に要した経費

です。前年度決算額と比較して約 2,073 万円減額となった主な理由は、旧住宅用地返還に向けた造成工事が完了したことによるものです。

建設部所管の土木費の説明は以上となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部所管の決算の御説明をいたします。

決算報告書 162 ページを御覧ください。都市整備部浅野です。都市整備部所管の決算の御説明をいたします。決算報告書 162 ページを御覧ください。都市計画事務に要する経費でございます。支出済額は 1,995 万 5,957 円です。内訳としましては、都市計画基礎調査業務委託料 1,178 万 2,100 円、都市計画道路再検討調査業務委託料 373 万円、その他負担金などの経費 444 万 3,857 円でございます。都市計画基礎調査業務委託料につきましては、都市計画法の規定に基づき、おおむね 5 年ごとに都市計画に関する市内全体の現況及び動向を把握する法定調査に係る業務委託料として支出したものでございます。また、都市計画道路再検討調査業務委託料につきましては、茨城県都市計画道路再検討指針に基づき、近年の人口減少等の社会情勢の変化や本市の将来の都市像を踏まえ、計画の必要性や事業の支障となる要因などを検証・評価し、存続・変更・廃止の方向性を定めていく調査に係る業務委託料として支出をしたものでございます。

次に、決算報告書 163 ページを御覧ください。分庁舎の管理に要する経費でございます。支出済額は 2,274 万 5,309 円です。内訳としましては、分庁舎受変電設備改修工事費 1,611 万 5,000 円、そのほか光熱水費などの経費 663 万 309 円となります。改修工事費につきましては、設置から 40 年以上経過した分庁舎の受変電設備であるキュービクルについて早期の改修が必要なことから、改修工事を行ったものです。

続きまして、決算報告書 164 ページを御覧ください。桑原地区整備推進に要する経費でございます。支出済額は 7,939 万 480 円となります。主な内訳といたしましては、桑原地区土地区画整理事業補助金、7,938 万 7,000 円でございます。主な補助金の内容といたしましては、桑原地区の開発に係る準備として、令和 5 年度から継続して進めた事業認可申請図書や、図面作成費用、権利調査費などの 4,405 万 5,000 円と、令和 6 年度から継続して進めた本組合設立に向けた土地利用意向調査のための概略換地設計や、地権者合意形成等に必要な費用 3,520 万円を準備組合に助成したものでございます。

次に、決算報告書 165 ページを御覧ください。立地適正化計画策定に要する経費でございます。支出済額は 957 万円です。内訳としましては、立地立地適正化計画改定業務委託料 957 万円でございます。立地適正化計画改定業務委託料につきましては、都市再生特別措置法の規定に基づき、おおむね 5 年ごとに施策の実施状況や目標値の達成状況についての検証を行うとともに、同法の改正により新たな記載事項となった防災指針の追加をするための改定に係る業務委託料として支出したものでございます。続きまして、その下の、都市交通政策の推進に関する経費でございます。支出済額は 1 億 2,889 万 7,742 円です。コミュニティバスにつきましては、運行経費から運賃収入を差し引いた運行経費補償金 1 億 740 万 1,000 円を、運行事業者である関東鉄道と大利根交通自動車の 2 社に支出をしたものになります。民間路線バスにつきましては、複数の市にまたがって運行する広域的な路線の維持を図るため、国・県・沿線市と協調して、運行事業負担金 140 万 150 円を支出

したものでございます。なお、市を運行する広域幹線系統の路線バスは3路線ございますが、令和6年度に引き続き、3路線のうち1路線が一部補助要件を満たさなかったことから、2路線分の支出となっております。あわせて、藤代駅南口から桜が丘地区を結ぶ路線について、運行の継続と住民の日常生活に必要な移動手段の確保を目的に、路線バス継続支援補助金750万円を支出したことになります。

続きまして、決算報告書167ページを御覧ください。小堀地区の地区住民の通勤等に必要の移動手段を確保するため、スクールバス車両を活用したバス運送に対して、小堀バス運行委託料675万4,000円を支出したものでございます。地域公共交通計画策定業務委託料につきましては、令和6年度に設定した交通課題の解決に向けた計画の基本方針を整理し、持続可能な公共交通網の構築に向けた基本的な施策・事業・評価指標などの検討やパブリックコメントの実施に係る支援業務として、533万5,000円を支出いたしました。

続きましてその下の、物価高騰に伴う交通事業者支援事業に関する経費でございます。支出済額は1,900万円です。取手市物価高騰対策地域公共交通等支援事業補助金につきましては、物価高騰の影響を受けているバス事業者・タクシー事業者・鉄道事業者に対して、将来にわたる地域公共交通等の安定的な運行や市民生活に必要な移動手段の維持のため、国の臨時交付金を活用して補助を行ったものでございます。

続きまして、決算報告書167ページから168ページを御覧ください。建築指導事務に要する経費です。支出済額は884万6,395円となっております。このうち、大規模盛土造成地経過観察調査業務委託料308万円は、調査優先度が比較的高い大規模盛土造成地についての経過観察業務委託料となっております。

続きまして、決算報告書168ページから169ページになります。木造住宅耐震事業に要する経費です。支出済額は65万4,500円となっております。耐震診断7件の委託料となっております。

続きまして、決算報告書169ページを御覧ください。大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費です。支出済額は344万1,000円となっております。耐震設計1件の補助金でございます。

続きまして、決算報告書は180ページを御覧ください。定住化促進住宅政策に要する経費でございます。支出済額は1,854万5,960円となります。子育て世代等の市内定住化を促進し、併せて魅力ある住環境の整備を図ることを目的として、定住化促進住宅補助金1,854万3,000円を支出したものでございます。都市整備部所管についての決算の説明は以上でございます。

○建設部長（原部英樹君） 建設部、原部です。大変申し訳ありません。1点訂正をお願いいたします。先ほど私の、公園維持管理に要する経費に関する説明の中で、支出済額を「2億6,804万7,288円」と説明いたしましたが、正しくは「2億684万3,288円」となります。訂正をお願い申し上げます。

○消防長（岡田直紀君） 続きまして、消防本部、岡田から、8款、1項、消防費歳出決算について、ご説明申し上げます。

初めに、決算報告書182ページを御覧ください。消防総務事務に要する経費2,452万

169 円は、各種災害対応や消防行政事務の円滑な推進を行うための委託料、使用料及び賃借料、負担金などであり、使用料・賃借料として防火衣やAEDのリース料などが主なものでございます。また、備品購入費として、水難救助資機材やガス検知器、訓練人形などを整備したことにより、消防装備の充実強化が図られるとともに、現場対応能力の向上につながりました。

続いてその下から 183 ページ上段までを御覧ください。消防庁舎の管理運営に要する経費 5,971 万 295 円は、戸頭消防署非常用発電機改修工事に係る工事請負費、2,728 万円と、令和 6 年度から繰越した実施設計委託料が 377 万 3,000 円、また、各消防署所を適正に維持管理するための委託料が主なものでございます。戸頭消防署非常用発電機改修工事により、停電時の対応体制の向上が図られ、防災拠点施設としての機能を確保することができました。

続いてその下、いばらき消防指令センターに要する経費を御覧ください。4,164 万 8,564 円は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の運営負担金や、令和 6 年度から継続事業である AVM 車両動態表示システムの更新負担金が主なもので、指令業務の一元化・共有化により、迅速的確な消防・救急業務や、関係機関等への情報提供が可能となり、消防対応力の強化につながりました。令和 7 年度の負担金の中に、令和 8 年度から令和 10 年度に実施する通信指令設備更新事業の実施設計費用が計上されたことで、増額となっております。

続いて 184 ページ、救急業務に要する経費を御覧ください。884 万 9,011 円は、救急業務に必要な資機材の保守点検や修繕、消耗品や医薬材料費などが主なものであり、複雑多様化する救急業務を適正に執行することができました。なお、救急件数などの詳細については、令和 7 年度版消防年報をホームページに掲載させていただいておりますので、御覧ください。

続いてその下、中段を御覧ください。消防団員に要する経費 4,379 万 3,370 円は、消防団員の報酬をはじめ消防団員退職報償負担金や、福祉共済負担金など消防団員の福利厚生に必要な経費が主なものでございます。地域で行われる活動や各種災害に出動するため、点検や訓練などが実施され、消防団の地域に密着した活動がさらに定着いたしました。

続いて、さらにその下、下段から 185 ページを御覧ください。消防団の運営に要する経費 6,513 万 9,077 円は、消防団車両及び消防団用チェーンソー一式の備品購入費が主なもので、消防団車両更新計画に基づき、第 2 分団と第 21 分団の消防ポンプ車、各 1 台ずつを更新いたしました。また、市内全域 5 方面隊に、各 2 台ずつのチェーンソーを配備し、消防団車両をはじめ消防団装備の充実強化が図られました。増額の理由としましては、令和 6 年度の更新車両は 1 台でありましたが、令和 7 年度は 2 台更新しているため、増額となっております。

続いて、消防費最後となります。その下、消防施設の整備に要する経費 5,190 万円は、吉田消防署で更新しました災害対応特殊救急自動車の備品購入費でございます。最新の資機材を搭載した車両に更新することで、より一層、救急体制の充実強化が図られました。減額の理由としましては、更新車両の違いと、消防ポンプ自動車の導入が令和 8 年度に繰

り越されているためのものがございます。

以上で、消防費の決算について説明を終わります。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。第9款、教育費について、教育委員会所管分の主な事業を決算報告書で御説明します。説明の都合上、一部の事業については、複数の事業をまとめて御説明させていただきます。そのため、決算報告書のページが前後する場合がありますが、御了承ください。

初めに、186 ページ、総務事務に要する経費 247 万 3,534 円で、経常的なものに加え、戸頭小学校における学校徴収金等の不適切な会計処理に伴う返還金を保護者等に支払うため、支払い手続のための郵送料や、返還金を返還するまでの期間に係る 20 名分の遅延損害金等を支出しました。返金対象者 75 名のうち、連絡がつかない 1 名については、法務局に未返還金分を供託し、ほかの 74 名につきましては、返金等を終えております。

次に 187 ページ、教育情報機器整備に要する経費、2 億 2,796 万 9,347 円で、小中学校における G I G A（ギガ）スクール用光回線の通信速度向上させるためのネットワーク機器の購入として 1,497 万 1,000 円、及び設定変更等のための業務委託料 645 万 9,200 円を支出しました。これにより、インターネット通信速度の向上が図られ、児童生徒が遅延なく快適に学習できる環境を確保することができました。

次に

188 ページ、教育振興に要する経費 7,290 万 9,511 円です。前年度決算額と比較して約 2,130 万円の減額となっております。減額の主な要因といたしまして、令和 6 年度において中学校教科書全面改訂に伴う教科書や、指導書の購入に加え、小学校教科書等の購入を実施していたことから、前年度決算額と比較し、令和 7 年度において減額となったものでございます。

次に、189 ページ、教育相談に要する経費、6,288 万 2,138 円です。前年度決算額と比較して約 1,356 万円の増額となっております。主な理由としまして、令和 7 年度から教育相談員報酬を、教育総合支援センターに要する経費から教育相談に要する経費へ予算の移行を行ったことによるものです。適応指導教室に携わる教育相談員と、学校現場に密接な学校連携支援員及び不登校対応支援員の連携を強化し、組織全体で不登校児童生徒及び保護者への迅速な対応ができる支援体制の構築を図りました。また、外部から講師を招き、教職員一斉研修会を開催したほか、小中学校において、人間関係づくり構築のための児童生徒を対象としたグループワーク授業を実施し、実践的なプログラムにより、いじめを未然に防ぎ、見逃さない学校づくりに働きかけました。さらに、いじめ問題対策連絡協議会では、生徒参加型のグループ協議を新たに取り入れ、「いじめが起きにくい学校・まちづくり」をテーマに、活発な意見交流を行い、より学びを深めることができました。

次に、192 ページ、青少年健全育成に要する経費、1,127 万 4,324 円です。主な事業は、特別青少年相談員報酬、青少年相談員謝礼のほか、青少年育成団体への補助金です。また、令和 5 年度から、取手市みんなの補助金制度を活用し、子どもを見守る体制づくりに取り組む団体が実施する、こども食堂事業に対し、その経費の一部を補助することにより、地域における子どもたちの居場所づくりを支援するとともに、子どもを地域で見守る体制の

充実を図りました。

次に、同ページ下段、小学校管理に要する経費、3億4,741万424円です。小学校8校でのティームティーチング講師、教員補助員、学校司書の配置に係る経費のほか、取手東小学校、寺原小学校、戸頭小学校、山王小学校の4校において、老朽化の著しい遊具の更新を行いました。

次に、194 ページ、小学校教育設備及び教材費に要する経費、2,713万9,084円です。児童用教材の整備のほか、全小学校に探検バックを配置し、保護者の負担軽減を図りました。

次に、同ページ下段、小学校コンピューター整備に要する経費、2億6,581万5,698円です。前年度決算額と比較して約2億5,948万円の増額となった主な理由としましては、児童用タブレット端末の更新を行ったことによるものです。また、201 ページ下段、中学校コンピューター整備に要する経費、1億3,624万7,214円につきましても、同様の内容で支出いたしました。

ページ戻りまして、195 ページ下段、小学校施設整備に要する経費9億4,496万5,000円932円です。前年度決算額と比較して約9億1,728万円の増額となった主な理由としましては、夏季における児童の熱中症リスクの低減及び避難所開設時の居住環境の整備を目的として、小学校体育館に空調設備の設置を行ったことによるものです。

次に、196 ページの小学校建設事業に要する経費、白山小学校15億2,448万3,600円です。前年度に引き続き、長寿命化改良工事の第3期工事として、既存校舎の長寿命化改良工事を行うとともに、最終期となる第4期工事として、給食室の長寿命化改良工事等を行い、児童の安全かつ快適な教育環境の整備を図りました。次に、同ページ下段の小学校建設事業に要する経費、取手東小学校、1,017万5,000円につきましても、取手東小学校の老朽化対策及び利便性を確保するための体育館長寿命化改良工事及び校舎改修工事等伴う実施設計を行ったことによるものです。

次に、197 ページの小学校建設事業に要する経費、高井小学校、4億3,906万5,000円です。校舎の増築工事を行うとともに、校庭の拡張や遊具の更新等を行うことにより、児童数の増加に対応した教育環境の整備を図りました。

次に198 ページ、給食運営に要する経費、3億5,362万7,651円です。主に、白山小学校長寿命化改良工事に伴う給食センター受配対応経費が発生したことなどにより、約1,724万円の増額となっております。

次に199 ページ、物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費、4,334万1,428円です。昨今の物価高騰に伴い、給食で使用する食材についても値上がりが続く中で、国の交付金の活用と、一部、一般財源からの歳出により、給食の質と量を維持し、給食費を値上げしないことで、保護者の負担軽減に引き続き取り組みました。また、205 ページ中段の、同経費において、中学校分3,274万9,885円、232 ページ下段の、同経費において、給食センター分3,572万9,713円につきましても、それぞれ同様の内容を支出いたしました。

ページ戻りまして、203 ページ下段の、中学校施設整備に要する経費、5億5,651万

5,970 円です。前年度決算額と比較して、約 5 億 4,402 万円の増額となっておりますが、先ほど御説明しました、小学校施設整備に要する経費と同様に、夏季における生徒の熱中症リスクの低減及び避難所開設時の居住環境の整備を目的として、中学校の体育館及び武道場に、空調設備の設置を行ったことによるものです。

次に、204 ページの中学校建設事業に要する経費、永山中学校、4 億 5,834 万 7,000 円です。永山中学校の生徒数増加により教室数の不足が見込まれることから、教室数を確保するため校舎等の改修工事を行い、生徒数の増加に対応した教育環境の整備を図りました。

次に 208 ページ、コミュニティ・スクール事業に要する経費、568 万 3,093 円です。学校運営協議会が設置され、全ての市立小中学校で、学校と地域住民が、学校の基本方針や教育活動などについて協議・連携し、よりよい環境づくりに対する取組を推進しました。あわせて、学校・地域・保護者などを対象としたコミュニティ・スクールの理解を深めるための研修を開催いたしました。

ページが少し飛びまして、215 ページ、放課後児童対策事業に要する経費、2 億 7,685 万 9,318 円です。主な支出は、市直営クラブにおける放課後児童支援員及び補助員の報酬、1 億 1,903 万 7,090 円、取手東・高井・藤代小学校 3 校の放課後子どもクラブ運営業務委託料、8,079 万 3,770 円となります。業務委託により、慢性的な支援不足の解消と、民間事業者が持つノウハウの活用を図ったところです。また令和 7 年度は、藤代小学校放課後子どもクラブ室においてトイレの設置や室内改修工事を実施したほか、取手・取手西・山王・六郷・宮和田・久賀各小学校の放課後子どもクラブ室において、更新時期を迎えた空調機器の改修工事を実施し、利用児童の生活環境改善を図りました。

次に 220 ページ下段、公民館施設整備に要する経費、5,909 万 9,513 円です。各公民館の破損箇所や異常箇所の修繕及び工事を実施し、老朽化した空調設備の改修工事や W i r e 機器等設置を行いました。さらに、老朽化が進んでいる井野公民館改修工事の実施に向け、実施設計業務を行いました。

次に 221 ページ上段、図書館管理運営に要する経費、6,153 万 7,193 円です。利用者に安全で快適な環境を提供するため、適切な施設の維持管理を図るとともに、令和 7 年度においては、ふじしろ図書館のエレベーター改修工事を行い、利用者の利便性の維持・向上を図りました。

次に同ページ下段、図書館活動に要する経費、1 億 1,262 万 7,460 円です。学校図書館と市立図書館とのシステム連携や図書の配送サービス、電子書籍など、市民の多様化するニーズに対応する読書環境の整備を図りました。また、取手市ネーミングライツ事業により得られた事業費を活用し、備品等の更新を行い、利用者の利便性を図ることができました。

次に 229 ページ、中学校部活動地域移行事業に要する経費、1,214 万 7,880 円です。主に、地域部活動指導員謝礼、694 万 529 円、会計年度任用職員報酬など、308 万 1,496 円となります。令和 5 年度に取手市部活動地域移行推進協議会を設置し、市内中学校の部活動や地域特性に合わせた休日における中学校部活動の段階的な地域移行を図っております。令和 7 年度は、野球 2 クラブ、剣道 3 クラブ、男子バスケットボール、女子バスケットボ

ール、女子バレーボール、空手・柔道の各 1 クラブの運動クラブと、吹奏楽 2 クラブの文化クラブ、計 12 クラブに拡大し、モデル事業を行いました。

次に、同ページ下段、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費、2 億 5,197 万 1,888 円です。主に、取手グリーンスポーツセンターの指定管理料、1 億 2,245 万 2,900 円。中央監視装置更新工事 2,673 万円、真空式温水発生機改修工事 7,653 万 8,000 円となります。また、ネーミングライツ料を活用し、老朽化が著しいプール・更衣室ロッカー等の更新を行い、利用者が快適に使用できる環境整備を図りました。

次に、230 ページ下段、藤代スポーツセンター管理運営に要する経費、4,755 万 519 円です。通常の施設管理運営経費のほか、令和 7 年度は野球場本部席空調機器設置工事を行い、熱中症対策として野球場本部席エアコンを設置し、利用者の利便性・快適性の向上や安全確保を図りました。

次に 231 ページ、社会体育施設に要する経費、旧取手一中体育施設、2 億 2,947 万 9,397 円です。施設の維持管理のほか、主な支出としまして、体育館耐震補強大規模改修工事 2 億 2,671 万円となります。なお、本工事は工程の見直しを行ったことから、翌年度へ工期を延長しており、令和 8 年 7 月 1 日から、市民の健康促進やスポーツ振興を図る社会体育施設として、井野体育館を開館することができました。

最後に 233 ページ、給食センター施設整備に要する経費、7,052 万 6,833 円です。各種業務委託のほか、令和 7 年度においては、調理用器具の老朽化により、学校給食用備品として、蒸気回転釜 7 台及び野菜切り機 2 台を購入し、安定した学校給食の提供に努めました。教育委員会所管の教育費の説明は以上となります。

○政策推進部長（渡来真一君） 政策推進部、渡来です。続きまして、政策推進部所管について御説明いたします。決算報告書 209 ページから 210 ページ、市民芸術活動の推進に要する経費 426 万 3,298 円です。市民芸術活動を推進するため、市民文化団体と連携し、文化祭や展覧会を主催で開催しました。また、補助金を交付し団体を支援することで、市民の文化芸術活動の活性化と向上に寄与することができました。

続きまして、210 ページから 211 ページ、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費、1 億 270 万 7,184 円です。市民の文化活動拠点である市民会館・福祉会館の管理運営に伴う公益財団法人取手市文化事業団への指定管理委託料と市民会館の修繕費となります。安全安心な文化活動の拠点を提供し、文化芸術の振興に寄与することができました。

続きまして、211 ページから 212 ページ、東京芸術大学との交流に要する経費、1,116 万 9,720 円です。市内に東京芸術大学がある環境を生かし、東京芸術大学卒業・修了作品展における優秀な美術作品と、音楽分野の優秀者への市長賞の授与や、市内小中学校への美術・音楽指導を行う東京芸術大学との文化交流、公民館でのコンサート、妊娠婦向けコンサート、音楽分野市長賞受賞者による記念演奏会、東京芸術大学フィルハーモニー管弦楽団の演奏会など、特色ある事業を実施しました。多様な世代へ芸術鑑賞の機会を提供することができ、市民の芸術文化の振興と児童生徒の技術の向上を図ることができました。

続きまして、212 ページから 214 ページ、アートのあるまちづくり推進に要する経費、2,141 万 2,817 円です。30 年ぶりに展覧会を実施できるようになった東京芸術大学美術館

取手館を活用し、藝大美術館の作品を展示する展覧会を実施したほか、対話型鑑賞ツアーを実施するなど、東京藝術大学や様々な団体との連携により、他市町村にはない、文化芸術によるまちづくりの推進を図ることができました。

続きまして、214 ページから 215 ページ、アートギャラリーの管理運営に要する経費 1,336 万 1,065 円です。主な支出は、アートギャラリー賃借料です。アートギャラリーは、市民が芸術作品を発表し、鑑賞するための重要な交流の場として親しまれており、駅からのアクセス性もよく、芸術を身近に感じられる空間として多くの人々に利用されています。

「市所蔵作品展画家の見た風景」「取手郷土作家部門展」「市内保育園等の園児による作品展」「にこにこ元気なとりでっ子作品展」を開催し、市内外から多くの方に御来場いただきました。

政策推進部所管の説明は以上となります。

○建設部長（原部英樹君） 建設部、原部です。決算報告書 234 ページを御覧ください。10 款、災害復旧費、道路橋りょう災害復旧に関する経費、支出済額 2,992 万円です。令和 5 年 6 月 2 日に発生した集中豪雨により、井野台四丁目の路線が被災したことから、災害復旧を行うために要した経費です。前年度決算額と比較して約 3,300 万円減額となった理由は、事業路線が 2 路線完了したことによるものです。災害復旧費の説明は以上です。

続きまして、決算報告書の 235 ページを御覧ください。11 款、公債費でございます。令和 7 年度の地方債元金償還金は、表の中ほどにある元金 B の 1 番下、38 億 9,959 万 4,970 円でございます。前年度と比較しますと、1 億 3,512 万 2,954 円の減となっております。

続きまして、利子償還金は、先ほどの元金 B の右の列、利子の 1 番下、1 億 6,299 万 3,300 円でございます。前年度と比較しますと、1,757 万 1,329 円の増となっております。また、令和 7 年度末地方債現在高は表の右下にあるとおり、412 億 6,619 万 1,814 円となり、前年度と比較いたしますと、11 億 1,690 万 5,030 円の増となっております。さらに、その下の表は利率ごとの地方債現在高となっておりますので、後ほど御覧いただきたく、お願いいたします。公債費の説明は以上となります。

最後に、決算報告書の 236 ページを御覧ください。13 款、予備費でございます。主な充用先は、令和 8 年 2 月 6 日降雪応急処理経費や、緊急を要する公共施設等の修繕費などとなっております。

以上が、認定第 1 号、令和 7 年度取手市一般会計決算の認定についての説明となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。認定第 2 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について、決算書及び決算報告書に基づいて、ご説明申し上げます。なお、担当課は都市整備課と中心市街地整備課となっております。

初めに、歳入につきまして説明いたします。決算書 10 ページから 11 ページを御覧ください。1 款、使用料及び手数料、1 項、使用料ですが、こちらは行政財産使用料です。主な内容としましては、取手駅北土地地区画整理事業地内における、東京電力・NTT・ケーブルテレビの敷地使用料でございます。収入済額につきましては 7,808 円となりました。

次に、2 款、県支出金、1 項、県補助金につきましては、収入済額、3,358 万 2,000 円

となっております。内容としましては、新市町村づくり支援事業費補助金で、ウェルネスプラザ、歩行者デッキ及びサイクルステーションとりでの整備費に充当した地方債の償還金支払いに対する県の補助金でございます。

次に、3款、繰入金、1項、他会計繰入金につきましては、収入済額、5億8,602万7,000円となりました。内容としましては、事業費及び公債費に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、4款、1項、繰越金につきましては、収入済額、1,894万2,590円となりました。内訳としましては、前年度繰越金が732万4,590円、繰越明許費が1,161万8,000円となっております。

次に、5款、1項、市債につきましては、収入済額、7,500万円となりました。内訳としましては、現年度分の取手駅北土地区画整理事業債が2,740万円、繰越明許費が4,760万円となっております。

次に、6款、国庫支出金、1項、国庫補助金ですが、収入済額、5,872万6,000円となりました。内容としましては、取手駅北土地区画整理事業分として、繰越明許費分の防災安全交付金が5,872万6,000円となっております。歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。決算書14ページから17ページを御覧ください。款別では、1款、事業費で、2億8,906万6,886円の支出となりました。

まず、2項、総務費、1億1,527万9,627円につきましては、一般職人件費及び西口都市整備事業総務管理に要する経費であります。

次に、決算書16ページから21ページ中段を御覧ください。3項、事業費、取手駅北土地区画整理事業に要する経費の決算額、1億7,366万8,959円につきまして説明いたします。まず初めに、令和7年度の主な事業内容について御説明いたします。令和7年度につきましては、取手駅北土地区画整理事業の終結に向けた換地処分の手続を進めてまいりました。まず、換地計画書の案を基に、10月から11月にかけて、地区内の全地権者を対象とした個別面談を実施いたしました。その後、区画整理審議会にて意見を聴取し、茨城県へ換地計画書の認可申請を行いました。その結果、令和8年3月9日付で認可を受け、4月30日に換地処分の公告を行ったところです。また、都市基盤整備の最終的な仕上げ工事として、ペDESTリアンデッキのしょうばん舗装工事や、道路附属物施設の改修工事を行い、管理移管に向けた引継ぎ図書の作成を行いました。

それでは、節ごとに御説明いたします。決算報告書241ページを御覧ください。主な委託料としましては、換地関連業務委託1,121万円です。こちらは、区画整理事業終盤に行う事務手続一式の業務委託となり、換地処分に向けて、換地計画書の作成や登記事務作業などの委託の前払金となります。

次に、取手駅北土地区画整理事業引継ぎ図書作成業務委託、735万9,000円です。こちらにつきましては、管理移管の引継ぎに向けて、道路施設台帳の作成を行ったものです。

最後に、取手駅西口交通量調査解析業務委託、682万円です。こちらにつきましては、取手駅西口地区において、自動車・歩行者の交通量調査を行い、解析業務を行ったものとなります。

続きまして、主な工事請負費につきましては、決算報告書 242 ページ上段を御覧ください。まずは、6 社総交公区第 1－6 号都計道 3・3・1 号及び 3・5・39 号道路築造工事、5,498 万 4,000 円でございます。こちらにつきましては、都計道 3・3・1 号線の一部 4 車線化の道路改修工事及び、都計道 3・5・39 号線の電線共同溝の敷設工事や、歩道の仕上げ工事の完了払い分となります。

次に、6 社総交公区第 1－11 号、取手駅西口ペデストリアンデッキ床版舗装工事、5,962 万円ですが、こちらにつきましては、ペデストリアンデッキの床面をリニューアルするため、既存タイルを撤去し、新たにコンクリート舗装を行い、デザインプリントで仕上げた工事の完了払い分となります。

最後に、7 単市第 1－4 号、取手駅北土地地区画整理道路改修工事、2,120 万 8,000 円でございますが、こちらにつきましては、事業施行地区内の歩道及び車道において、管理移管に向けた区画線の設置や視覚障がい者誘導用ブロックの設置などを行った工事となります。

次に、決算書 20 ページから 21 ページを御覧ください。2 款、1 項、公債費ですが、支出済額 4 億 4,907 万 2,403 円となりました。内訳としましては、決算書 21 ページにありますとおり、地方債元金償還金、4 億 1,094 万 1,092 円。地方債利子償還金、3,813 万 1,311 円となりました。歳出につきましては以上です。

次に、決算書 24 ページを御覧ください。実質収支に関する調書について読み上げさせていただきます。歳入総額、7 億 7,228 万 5,000 円、歳出総額、7 億 3,813 万 9,000 円、歳入歳出差引き額、3,414 万 6,000 円、また翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額、2,387 万円となり、実質収支額は、1,027 万 6,000 円となりました。認定第 2 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定についての説明は以上となります。

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 健康福祉部、飯山です。認定第 3 号、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

最初に、取手市国民健康保険の加入状況について御報告いたします。令和 7 年度末の取手市国民健康保険の加入者数は 1 万 9,914 人で、市の総人口に占める割合は 18.8%、また加入世帯数については 1 万 4,596 世帯で、市の総世帯の 27.5%となっております。次に、対前年度比ですが、被保険者数につきましては、令和 6 年度末と比較しまして 359 人の減、また世帯数は 41 世帯の増となっております。決算状況について御説明いたします。決算書 26 ページから 29 ページを御覧ください。令和 7 年度の国民健康保険事業特別会計決算の概要ですが、収入済額の合計が対前年度 11 億 7,571 万 6,658 円減の 101 億 591 万 7,572 円に対し、支出済額合計は対前年度 7 億 2,263 万 9,886 円減の 99 億 9,803 万 3,479 円となり、歳入歳出差引額 1 億 788 万 4,093 円となりました。

次に、歳入の主な内容をご説明申し上げます。33 ページを御覧ください。1 款、国民健康保険税は、収入済額、16 億 5,353 万 5,140 円を収入し、収入総額の 16.4%を占めております。前年度と比較して、1,405 万 4,301 円の減となりました。年齢到達による後期高齢者医療制度移行や社会保険加入要件拡充による、被保険者数の減少などによるもので

す。

次に、35 ページ下段を御覧ください。4 款、県支出金は、収入済額 66 億 5,499 万 1,992 円を収入し、収入総額の 65.9%を占めています。内訳としましては、1 項県補助金の保険給付費等交付金のうち、療養給付費等に充てられる普通交付金が、63 億 4,386 万 9,048 円、保険者努力支援分や特定健診等負担金などの特別交付金が 3 億 909 万 3,984 円となります。

次に、37 ページ中段を御覧ください。6 款、繰入金は、収入済額 11 億 7,658 万 96 円となっております。内訳としましては、1 項他会計繰入金、一般会計繰入金として保険基盤安定繰入金、職員給与費や事務費繰入金、出産育児一時金繰入金などが 5 億 5,955 万 7,096 円、その下の 2 項基金繰入金、国保財政調整基金繰入金として 6 億 1,702 万 3,000 円となっております。

次に、7 款、繰越金は、令和 6 年度の歳入歳出差引き額として、5 億 6,096 万 865 円の繰越し額となっております。

続いて 8 款、諸収入ですが、延滞金、雑入合わせまして、4,998 万 9,833 円を収入しました。令和 6 年度と比較すると、1,137 万 2,611 円の減収となっています。減収の主な要因といたしましては、延滞金の収入減少が挙げられ、これは未納税に対する延滞金加算前の速やかな徴収事務の実現によるものです。

続きまして、歳出の主な内容をご説明申し上げます。45 ページを御覧ください。医療費適正化特別対策に要する経費として、1,075 万 9,053 円を支出しました。資格点検事務、医療費適正化事務に関する会計年度任用職員の報酬並びに医療費通知などの郵送料及び国保連合会において実施されるレセプト内容の点検業務手数料などの経費となっております。

次に、51 ページを御覧ください。2 款、保険給付費として、63 億 8,287 万 3,022 円を支出し、支出総額の 63.9%を占めています。医療機関等に支払う各保険給付費及び出産育児一時金や葬祭費となります。

次に、55 ページ中段を御覧ください。3 款、国民健康保険事業費納付金として、24 億 4,899 万 1 円を支出しております。支出総額の 24.5%を占めています。

次に、57 ページ中段を御覧ください。4 款、保健事業費として 1 億 8,123 万 2,103 円を支出しております。主な内容は、特定健康診査等に要する経費、人間ドック検診費用の助成や各種がん検診委託料等、疾病の予防に要する経費となっております。

次に、61 ページ下段を御覧ください。5 款、基金積立金として、基金設置条例の規定に基づき、7 億 1,117 万 2,000 円を国保財政調整基金へ積み立てたものです。御説明は以上となります。

続きまして、認定第 4 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

最初に、取手市後期高齢者医療の加入状況について御報告いたします。令和 7 年度末の加入者は 2 万 3,093 人となっており、前年度比 634 人の増となっております。市の総人口に占める割合は 21.8%となっています。

決算状況について御説明いたします。決算書 70 ページから 73 ページを御覧ください。

令和7年度の後期高齢者医療特別会計決算の概要です。収入済額が、対前年度、2億1,642万104円増の、41億2,939万1,185円に対し、支出済額は、対前年度、2億3,071万5,106円増の、41億1,865万3,920円となり、歳入歳出差引額は、1,073万7,265円となりました。歳入の主な内容をご説明申し上げます。77ページを御参照ください。1款、後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料と普通徴収保険料の合計で、20億7,684万1,200円を収入し、収入総額の50.3%を占めております。また、前年度と比較し、1億3,386万7,000円の増となります。増の要因は、被保険者数の増加と年金支給額改定などによる所得増によるものです。

次に、その下、3款、繰入金は、一般会計繰入金として医療給付費負担金や職員人件費を含めた事務費、健康診査事業費などにかかる費用、20億2,329万2,137円を収入総額の49%を占めております。

続きまして、歳出の主な内容を御説明いたします。83ページ下段を御覧ください。1款、総務費として、後期高齢者医療事務に要する経費、1億8,112万2,913円を支出しています。健診事業及び電算委託料、茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金や人間ドック検診の助成金などにかかる費用です。

続きまして、87ページ中段を御覧ください。2款、後期高齢者医療広域連合納付金として、38億6,063万3,542円を支出しています。茨城県後期高齢者医療広域連合へ納める保険料納付金、医療給付費納付金です。支出総額の93.7%を占めております。御説明は以上となります。

続きまして、認定第5号、令和7年度取手市介護保険特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。初めに、取手市の介護保険の状況について、御報告いたします。令和7年度末には6,346人の方が、要介護・要支援の認定を受けており、前年度比355人の増となっております。決算内容について御説明いたします。決算書94ページから97ページを御覧ください。令和7年度の介護保険特別会計決算の概要です。94ページ下段の収入済額は対前年度比6億359万1,517円増の102億3,159万6,083円に対し、97ページ下段の支出済額は対前年度比5億5,560万2,081円増の99億2,143万3,050円となり、歳入歳出差引き額は3億1,016万3,033円となりました。

歳入の主な内容を御説明いたします。100ページ及び101ページを御覧ください。1款、介護保険料ですが、特別徴収保険料と普通徴収保険料の合計で、21億6,987万610円を収入し、歳入総額の21.2%を占めております。3款、国庫支出金ですが、21億1,256万3,464円を収入し、歳入総額の20.7%を占めております。

次に、102ページ及び103ページを御覧ください。下段にあります、4款、支払基金交付金、こちらは40歳から64歳までの介護保険料です。25億4,189万9,000円を収入し、歳入総額の24.8%を占めております。

次に、104ページ及び105ページを御覧ください。5款、県支出金ですが、13億9,866万6,627円を収入し、歳入総額の13.7%を占めております。

次に、106ページ及び107ページを御覧ください。7款、繰入金です。これは一般会計繰入金と基金繰入金ですが、17億4,414万6,150円を収入し、歳入総額の17%を占めて

おります。基金繰入金については、介護給付費準備基金に繰り入れられ、これにより同基金の決算年度末現在高は、5億6,563万8,138円となりました。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。121 ページ下段、2 款、保険給付費、居宅介護サービス給付費に要する経費、36 億 7,771 万 9,435 円は、要介護 1 から 5 の方が通所介護サービスや訪問介護サービスなどを利用した給付費です。

125 ページ下段、介護予防サービス給付費に要する経費、1 億 7,031 万 3,170 円は、要支援 1 から 2 の方が、通所介護サービスや、訪問介護サービスなどを利用した給付費です。

次に、135 ページ下段、3 款、地域支援事業費について、地域介護予防活動支援事業に要する経費、1,171 万 5,287 円の主な内容は、地域の介護予防活動団体への補助金、介護予防拠点施設の事業運営費分の指定管理料となっております。

続いて、139 ページ上段、地域包括支援センターに要する経費、1 億 5,208 万 542 円です。地域包括支援センターを市内 5 か所の社会福祉法人に委託し、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉の向上を図りました。

最後に、147 ページ下段を御覧ください。5 款、諸支出費支出金、国庫金等返還金 2,664 万 1,645 円は、令和 6 年度の介護保険給付費の確定に伴い、国・県・支払い基金などへ返還したものです。

その下、介護保険一般会計繰出金 5,768 万 2,446 円は、国庫金等返還金と同様に、令和 6 年度の介護保険給付費確定に伴い、市の一般会計に繰り出したものです。説明は以上となります。

○まちづくり振興部長（森川和典君） まちづくり振興部、森川です。それでは、認定第 6 号、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について御説明いたします。なお、説明に当たりましては、競輪事業特別会計歳入歳出決算書を用い、歳入から歳出の順で御説明いたします。また、参考としまして、決算報告書は 299 ページから 302 ページとなります。

決算書 154 ページから 175 ページを御参照ください。歳入決算ですが、歳入の合計としまして、収入済額、47 億 7,110 万 7,867 円で、前年度比、23 億 7,746 万 1,607 円、99.3% の増となっております。増額となった要因としましては、例年実施の市営競輪である、前後節の 2 開催に加え、令和 7 年度は追加開催枠として 1 開催を実施した影響が大きく、車券売上げが前年度に比べ好調であったことによるものです。

決算書 160 ページから 163 ページを御参照ください。1 款、入場料収入は、特別観覧席入場料としまして、収入済額、220 万 9,700 円となります。

次に、2 款、車券発売収入は、通常開催車券発売収入としまして、収入済額、45 億 6,546 万 5,400 円で、前年度比、23 億 5,029 万 1,600 円、106.1% の増となりました。次に 5 款、繰越金は、令和 6 年度からの繰越金としまして、収入済額 6,292 万 3,753 円になります。

次に 6 款、諸収入は、収入済額、1 億 4,020 万 586 円となり、主なものとしましては、場外車券発売事務受託収入で、1 億 1,189 万 1,355 円となります。

ページを戻りまして、決算書 156 ページから 157 ページを御参照ください。歳出決算で

すが、歳出の合計としまして、支出済額 46 億 5,933 万 5,354 円で、前年度比 23 億 2,861 万 2,847 99.9%の増となっております。増額となった要因としましては、歳入決算と同様に、令和 7 年度は、追加開催により、開催日数が増えた影響が大きく、車券売上げが増となり、これに連動して、車券売上げの 75%に当たる的中車券払戻金が増となったことなどによるものです。

決算書 166 ページから 167 ページを御参照ください。1 款、競輪事業費となります。1 項、総務費、競輪事務に要する経費は、支出済額、1,172 万 5,834 円となり、主なものとしましては、競輪事業基金積立金としまして、1,030 万 8,428 円となっております。

決算書 166 ページから 173 ページを御参照ください。2 項、事業費となります。通常競輪事業に要する経費が、支出済額 43 億 545 万 8,841 円となります。主なものとしまして、競輪選手賞典費で 1 億 2,330 万 7,600 円、場外車券発売開催委託料で 5 億 1,897 万 7,560 円。的中車券払戻金として 34 億 133 万 3,475 円となっております。

決算書 170 ページから 173 ページを御参照ください。場外車券発売競輪事業に要する経費が、支出済額 1 億 2,215 万 679 円となります。主なものとしまして、会計年度任用職員報酬で 3,371 万 7,846 円、統制業務管理委託料で 2,566 万 228 円、施設借上料で 1,951 万 6,346 円となっております。

決算書 172 ページから 175 ページを御参照ください。次に 3 款、諸支出金となります。1 項、諸支出金、競輪事業繰出金となりますが、一般会計への繰出金としまして、支出済額、2 億 2,000 万円で、前年度比、1 億 1,000 万円、100%の増となりました。

最後に、実質収支となります。特別会計決算書 178 ページの実質収支に関する調書を御参照ください。収入総額、47 億 7,110 万 8,000 円、歳出総額、46 億 5,933 万 5,000 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに、1 億 1,177 万 3,000 円となっております。競輪事業特別会計決算の説明は以上となります。

○取手地方公平委員会事務局長（木村太一君） 公平委員会事務局、木村でございます。認定第 7 号、令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について、歳入から御説明いたします。県特別会計決算書の 187 ページでございます。令和 7 年度の歳入決算額は、会計関係団体 7 団体からの、取手地方公平委員会負担金 39 万 2,000 円と、前年度繰越金 35 万 2,258 円を合わせまして、74 万 4,258 円でございます。

次に歳出でございますが、決算書の 191 ページでございます。公平委員会事務に要する経費、15 万 572 円です。主な歳出は、需用費 4 万 1,252 円と負担金 10 万 6,500 円でございます。その下段、公平委員報酬等に要する経費 28 万 9,800 円です。支出内容は、公平委員 3 名の報酬 25 万 200 円と、費用弁償 3 万 9,600 円でございます。

歳出総額は 44 万 372 円で、歳入歳出の差引額は 30 万 3,886 円となりました。公平委員会所管の説明は以上でございます。

○総務部長（立野啓司君） 以上をもちまして、令和 8 年第 3 回取手市議会定例会に提出させていただきます各議案につきましてのオンライン説明を終了させていただきます。各議案につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。